

第十回 参議院大蔵委員会會議録第二十四号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)午後二時二分開会

本日の會議に付した事件

- 漁業権補償金に関する課税問題の件
- 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 再評価積立金の資本組入に関する法律案(内閣提出)
- 保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 在外公館等借入金返済の準備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。
- 委員外議員(木下辰雄君) 漁業権補

賃金の課税問題につきまして大蔵大臣に御質問いたしたいと思ひます。漁業法の改正によりまして、在来漁業権全部を政府はこれを買上げる、要するに漁業権を全部消滅せしめて、これに對して補償金を出すということに、漁業法に相成つたのであります。これはいわば強制買収でありまして、昭和二十二年七月から昭和二十三年六月までの、その当時の公定価格による貨幣価値によつて百七十億円を補償する、かように相成つたのであります。それは漁業協同組合に對する補償額が大体百三十億であつて、個人に對する補償額が約四十億、かよになつております。これはこの金は、新たに優先順位と適格性によつて、而も新免許を與えた場合においてその免許料及び漁業の許可料からこの百七十億円に相当するものを、毎年権利料、免許料及び許可料として取立てる、かよになつております。その百七十億に對して所得税を課するかのとき、専ら立ちまゝして、漁民は非常に恐慌を來たして、陳情、請願が殺到しておる状況であります。それは多分本委員会におきましてその陳情、請願が付託されておるだらうとかよに考へております。漁業法の改正当時、この漁業権に對しては課税をしない、この補償金に對しては課税をしない、このことは再々當局から言明を受けております。然るに非常な多額の所得税を課するといふような意向があるやに洩れ承つております。これは甚だ我々遺憾に思ひます。

又拂うわけになつておりますので、若し所得税を課されたならばそれだけ漁民は多大の負担となります。むしろ補償金をもらつた意味もない。そういうことを十分一つお考へになりまして、この所得税をかけないということに是非御努力願ひたいということを申し上げまして、私の質問を終りたいと思ひます。

て、非常に不都合な行為であると存じますので、大蔵大臣のこれに對する御見解をはつきりお伺ひいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 漁業権を譲渡した場合に、課税の問題につきまして、これは只今検討をいたしておるということでございます。私十分まだ検討いたしてございません。何とも申し上げられませんが、この問題につきましては所得税を課しないといふことは大蔵省では言つたことではないのであります。ほかの役所が申したかわかりませんが、それは別問題でございます。十分検討いたしたいと思ひます。ただ事柄が、お話をのうな点がありまして、十分いろいろな点を各面から考慮してきめたい、かよに思つております。

して、その後における物価につきましましては、これはいつも統計を掲げて反論せられるのでありますけれども、事実上我々の台所が非常に苦しくなつて來たといふことは、これは偽りない事実なものでございます。例えば味噌、醬油にしましても又このたびの法律によつても砂糖の配給価格が値上げせられる結果になるらしく聞いておるのであります。その他家賃等、衣食住を含めまして我々の生活費が嵩まつて來ていふといふことは、これは實際我々は経験いたしておるところであります。その額は二割どころか、倍額にも達するものもあるといふやうなわけでありまして。ところでこの經濟の安定といふことはどういふことかといふことについていろいろ議論があるやうな思ひますが、我々の考へるところによりますと、物価と生計費、それから税金がうまうそのところを得て釣合つていふといふやうに考へてゐるのであります。然るに物価が非常に値上りを來たしたところが生計費は非常に重くかつて來る、なお税金が非常に高い、つまり我々勤勞階級例えばベースの点につきましてもそのまゝになつて、本年の一月一日から上つた形になつておりますが、併し物価に比較しまして収入は少い、然るに物価は非常に高いし、税金は重いといふ關係になつていふのであります。細かいことは一々申し上げませんが、こうした戦後における經濟界は非常に混亂を來たしてゐるのであります。そうした場合に対し

○委員外議員(木下辰雄君) 大體わかりましたが、昭和二十二年、三年頃の貨幣価値と今日とは非常に貨幣価値が變つております。その上に若し所得税を課せられる、こういうやうになれば、漁民に對しては非常な負担になります。のみならず、この補償金に對しては漁民が先申しましたやうに、免許料、許可料を以て全部又再び拂う、かよになつておりますので、この所得税は是非かけないやうに願ひいたしたい、大蔵當局からは所得税は課するといふことは、かけないといふことは御説明なかつたかも知れませんが、その当時漁業法審議に當つて当時の農林當局はこれは所得税を課さないといふことを再三申されております。又その金、要するに補償金相当のものを民間から

○委員長(小串清一君) 御質問ございませうか。

○松永義雄君 ちよつと簡單にお尋ねいたしたいのでございますが、毎々主税局長にもお尋ねしたことで繰り返して御質問いたすことは恐縮でございますが、大臣はここの前の国会において經濟が安定された、こういうことを言われたのであります。そのときにおける經濟が安定したかどうかは別にいたしま

て我々としてはベースの引上げを考へることが必要であらうと思ふのです。が、この委員会としては一体今の税金をどういふふうになさるおつもりであるか、又現状のままでいいとお考えになつておられますか。この際はおもかくこの法案は法案として将来どういふふうにお考えになつておられるかという点についてお伺ひいたしておきたいのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 最近の物価の上り方から考へて、この程度の減税でいいか、こういう御質問だと思うのであります。今の財政状況から申しまして私はこの程度の減税で我慢して行くよりほかにないと思つておられます。事柄を分けて考へますと、物価が上つたために国民がひとしくその苦しさを感ぜておられるのであります。一般工場労働者の賃金は御承知の通りかなり上つて参つたのであります。で私は一般工場労働者のほうはまだ、我慢して頂きまして、物価が上つても俸給が抑えられておる公務員に対してどうするかという問題は、これは別の問題であります。松永さんのお話は主としてそのほうじゃないかと思ひますが、これも物価が上つたと申しましても、この一月が最近の統計でございますが、CPI一三九幾らと、こうなつております。昭和二十四年の一三七というところから比べますと、殆んど上つていない、而してあの当時よりは俸給は上つておるからまだ我慢できるのじゃないかという見方もあるものであります。併しいずれにしても、官吏の俸給は民間に比べて低くとも高いことはない、最近の物価の値上りについて政府は考へなければならぬじゃないか、

こういうお話は私は尤もな点があると思ふのでございます。従ひまして人事院からどういふ勧告が出ますか、我々も今後の物価の見通し、物価の状況によりまして、公務員の給與につきましては、人事院の勧告が出ましたら、十分尊重して行きたいと思つておられるのであります。公務員の給與を引上げるという点になりまして、相当財源が必要、そうすると減税どころじやない、増税しなければならぬじやないかと、こういうふうな議論も出て来るのであります。最近の物価の騰勢がどこまで続くか、我々はできるだけ抑えたいと思ひますが、又物価の騰勢が極く最近は一応頭打ちをしたのではない、かという点もありませんので、今後情勢を見まして善処したいと思つておられます。

○松永義雄君 これ又よく今まで言つて来たことで、重ねて申すことはないのでありますが、とにかく一部の層は物価の値上り、需要の増加によつて非常な利益を擧げておられるのであります。然るに物価の値上りによつて、又他の一部の層は生活が困難になつて来ておるといふ事実があります。そうした面に対して税法も当然こう動いて行かなければならぬと思ふのです。ただ現状が相当長い期間続くかどうかという点についてはこれは将来のことでありまして、いろいろの見方があると思ふのですが、併し大体の世間の觀察では、今の景況というものには相当長く続くだろう、こういうふうには判断されておるのであります。従つてこの物価の値上りによつて利益を得たという層に対して、どういふふうな扱つて行くか。物価の値上りによつて生活の苦しくなつた

人に対して、税金の面についてせめて生計費の面についてはどういふふうな扱つて行くか、この混乱した状態を……上げるとか、上げないとかという点でなくて、そこに均衡を得せしめる、安定を得せしめるために方策を講じなければならぬと思ふのですが、その点に關する御意見をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 物価が上つてお困りのかたがあるから、これに對処するのには減税で行つたらどうかというお話でございますが、これは私はそうは考へません。この所得税なんかにはその個々の問題につきまして一々當てはめるような法律を作るということとは甚だ困難である。私は物価が上つた場合におきましては、これは賃金や利得が上る、こういう考へ方で行くべきだと思ひます。物価が上るので減税ということは、財政理論から申しますと、私は基本的考へ方としては逆じやないか。やはり物価が上つて行くときに、物価が余り上らないようにする、そして又そのときには賃金、所得をそれにマツチさせる、こういうことと思ふのであります。物価を上げないようにするにはどうするかという点になると、これはいわゆる増税といふようなことが考へられるのであります。これは税金の種類によつて違ひますが、建前としてはそういう建前で行くべきじやないかという氣持を持つております。

○松永義雄君 今の大臣の御意見の中で、御尤もだと思ふ点もあるのですが、物価が上ればエスカレーター式に賃金を上げて行かなければならぬ、こういうことはよその国では考へられていない。そこで又元に戻つて公務員のベースの点に移るわけですが、併しベースを上げるといふことが最もよいことであるか、若しこれが上げなければならぬとしても、上げる前にこの委員会として取扱いべき問題として、税法の問題から、せめてもその負担を軽くするために、負担を軽減するということができないかと思ふのです。重ねてお伺ひいたします。

○国務大臣(池田勇人君) 私は公務員の物価高による生活苦を緩和するため特に公務員だけに減税ということもできませんし、又減税で生活難をカバーするというよりも、本筋は賃金を殖やすことが本筋だと思ひます。

○野溝勝君 丁度大臣が来ておりますから、この際一、二御質問しておきます。今回の所得税の改正ですが、この改正についての大体の考へ方というものは私もわかるのですが、併しその考へ方の裏付となるべきものが、私ども要するに納得のできない点があるので、と申しますのは、大体免税点を引上げるという点については了承できるのですが、その免税点の引上げによつて負担の軽減を少し図つても、実質上においては却つて水増し所得といふものを見ておるわけです。いわば前年度より所得が大きくなつたという対象の上に立つての税体系なんです。かような点から見ると、あなたがたの考へによる少しばかりの免税点の引上げといふことは、これは決して大衆全体の負担の軽減といふことには私はならぬと思つております。そこであなた自身もおわかりだろうと思ふのですが、大体農村なり或いは勤労階級の戦前における預金の状態と戦後における預金の状

態とを比較して見ますならば、如何にこの大衆がだん／＼と経済的に詰つて来たかということがおわかりになると思ふのです。こういう点に対して、この減税というか、所得税の改正は、そういうことも考へてなされたのですか、どういふ意味でやられたのですか、ただ提案理由だけでは私はその点納得ができないのです。こういう点を一つあなたの御意見をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 戦前と戦後におきます国民所得の状況、又所得の階級別の状況は、すっかり變つて来ておるのであります。過去七、八十年に蓄積されました資本は殆んど大部分なくなつておる、こういうふうな状況であるのであります。而して今回の減税の措置は、戦後の状況を見まして、日本の財政の許す限度におきまして減税をいたしたのであります。ただここで申上げますことは、昭和二十五年におきましては減税し、二十六年度においても減税を続けて行こうとするのであります。一遍に多くを望むことはできません。ただ我々としては、全体的に少しでも国民の生活水準の向上に役立つようという心構えで参つておるのであります。よくこの物価指数によりまして基礎控除の問題なんかを云々されるのであります。が、何と申しましても、今の国民の所得の階級、或いは全体の所得の数から申しまして、そして又一面財政の需要から考へまして、私はこの程度で我慢して頂くよりほかにないのではないかと、こう考へております。

○野溝勝君 これ以上は議論になりまから避けますが、この際一つもう一

態とを比較して見ますならば、如何にこの大衆がだん／＼と経済的に詰つて来たかということがおわかりになると思ふのです。こういう点に対して、この減税というか、所得税の改正は、そういうことも考へてなされたのですか、どういふ意味でやられたのですか、ただ提案理由だけでは私はその点納得ができないのです。こういう点を一つあなたの御意見をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 戦前と戦後におきます国民所得の状況、又所得の階級別の状況は、すっかり變つて来ておるのであります。過去七、八十年に蓄積されました資本は殆んど大部分なくなつておる、こういうふうな状況であるのであります。而して今回の減税の措置は、戦後の状況を見まして、日本の財政の許す限度におきまして減税をいたしたのであります。ただここで申上げますことは、昭和二十五年におきましては減税し、二十六年度においても減税を続けて行こうとするのであります。一遍に多くを望むことはできません。ただ我々としては、全体的に少しでも国民の生活水準の向上に役立つようという心構えで参つておるのであります。よくこの物価指数によりまして基礎控除の問題なんかを云々されるのであります。が、何と申しましても、今の国民の所得の階級、或いは全体の所得の数から申しまして、そして又一面財政の需要から考へまして、私はこの程度で我慢して頂くよりほかにないのではないかと、こう考へております。

点だけ聞き置きたいと思ひます。これは主計局長でも大臣でも結構ですが、大休今の農業所得の課税の対象ですが、農家の保有米に對しても課税しておるのですが、これはどういふ考えでこの保有米に課税しておるのですか。例えばこれをまあ所得として見ておるのですか、かような見方が第一正しいのですかどうか、私は非常にこの点疑義があるのですが、どうお考えになつてこれを課税の対象にするのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 農家の所得は、收穫物から收穫を得るに必要な経費を引いたものでございまして、それを自分の家で消費なさるうとなさるまいと理窟上は課税するのが本當であります。若し自分の家で食べるものを課税しないといふことにしたならば、家族の多い人は幾ら米を作つても所得がないといふことに相成るのであります。

○野溝勝君 一応その論議はこれを肯定するとしても、例えば基本米価が三等米五千三百円とすれば、五千三百円の三等米を食つておるといふことはあなたが認めての上ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 自分のところで作られたものを食べる食べんの問題ではございせん、所得の問題は……従ひまして、米麦を作られて、そうして米を食べないといふような場合があつても、又自分のところで食べられても、三四等米を買つて三等米を流つても、所得の計算には違ひはございせん。

○野溝勝君 そういふ考えについて、私はお聞きしなければならんのです、例えばその割当の問題について非

常に公正を欠いておる、併しそれはまあ無理があつても一応割当を受ける。その場合、その割当を受けると、保有米というものが殆んどないという状態が實際にある。併し、さような現実にあつても、それでも同様にそれを所得とみなすか。もう一つは、例えばさやうな場合に屑米などを食つておる場合もあるのです。そういう場合も、これは所得のあるものと見て依然としてかける意思があるのか、こゝういふ点についてはずきりあなたの御意思を聞いて置きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) これは課税する課税しないといふ意思の問題ではございせん。自分のところでお作りになつた米、麦が幾らである。而もその米が、ほかの人は一等米をお作りになつておる、併し自分は三等米を作つておる。一等米とか、三等米とか、五等米のものによつて所得をきめるのであります。食べる食べないの問題、課税する意思のあるなしの問題ではございせん。これは事實によつて計算すべきものであります。

○野溝勝君 それならお聞きします、各税務署においてさういふものに對する判定の違ひはどうかというわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) 各税務署におきましての所得の計算につきましては、国税局並びに国税庁のほうで適當に指導しておるはずでございまして。

○野溝勝君 一貫しておらないといふことは、あなたの所得体系に對する考え方とは一体違ひやないですか。あなたの考えから言ふならば、私は一貫すべきものだと思ふ。その一貫しないといふ点は、そこにおの／＼税務署に

おいての考へ方、解釈の仕方が少し違つて来ると思ふ。さういふ点は一体どういふふうな指導をしてゐるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 国税庁長官の下に租税の行政は一貫しておると思ひます。若し一貫していない点があれば、御指示によりまして改めるにやぶさがではありせん。

○油井賢太郎君 この際、大臣に先ほどのに關連するのですが、国税庁で以て所得の計算をする算定と、地方税を徴収するに當つて地方のいわゆる徴収事務所の算定とが十分違つておるといふので、各地で以て問題が起きていゝる。これを何とかもつと一貫してきちんとやる方法はとれないですか。いづれが正しいかといふことが、お互ひに自分のほうで正しいといふやうなことで、結局納税者にとつては大変迷惑な話なんです。

○國務大臣(池田勇人君) 所得税は税務署で決定いたします。事業税のほうは各府県で決定する建前になつております。而して從來は所得税の決定に右へならぬ府県もございまして。又な

らわらずに独自の考へでやられるところもあるものであります。併し同じ事實の問題を、國が見るときと地方が見るときと違ひといふことは、なか／＼これは説明はできないのであります。が、そこが調査の何と申しますか行き届く場合と行き届かない場合、或いは経費その他のの見方によつて違ひがあると思ふのであります。理想としては直さなきやならんと思ふのであります。が、なかなか困難であります。今の俸給所得といふやうなものは、これは地方であるが國であらうが同じでございまして、得てして營業所得とか農業所得に

なりますと、なか／＼一本になりにくいのが実情であります。併し理想としては、極く正確な帳簿をつけてもらひ、そして取扱いも一定にいたしたいといふ気持は持つておりますが、なかなかこれは困難な問題だと思ひます。

○油井賢太郎君 この点は一いつ何か名案を考案して頂きたいと思ふのです。よく地方においてトラブルが起きますから……それからその次に、地方税と国税の納期がとかくダブつていゝるやうな点があつて、一遍に負担しなくちやならんといふので困る場合も多いのです。これなどの調整ももう少し上手にできないかと思ふのですが、地方といふゆる大蔵省側との折衝は十分になつておられるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは從來は十分折衝協議をしてきめておりまして。今も協議をしてやつておるのであります。何分にも国税におきましては、御承知の通り昨年と本年は納期が違ふやうな状態でありまして。或いは又地方税におきましては、御承知のやうな昨年度ああいふやうなことが起りましたので、ごつちやになつたのであります。が、考へ方は、とにかく國民の懐ろから出るものでありますから、できるだけ調整をするようにいたしておるのであります。

○油井賢太郎君 次にもう一点、最近自由経済になつてから、大阪とか或いは東京とか都市におけるところの活気といふものは、地方と全然違つて、非常な活気を呈しておるのであります。それにもかかわらず、課税の面においては、やはり相変わらず地方的にいゝゆる今までの実績を基準として、今年はどうのくらい増さなくてはならないといつ

たやうな觀念で以て徴収に當つていゝるといふやうな、これはいつも大臣はさういふ事實は絶対ないとおつしやるけれども、事實はさうなんです。或る程度の目標を置いて、その目標に到達しないといふ結局自分の局なり或いは税務署といふものが成績が悪いと、さういふ觀念で以てとかく無理が行く。その半面において、大都會等においては、大きな会社等が相当多額の負担をするといふと、あとのほうはまあどうでもいゝといふたやうなことで以て、都市と地方との懸隔が非常につくのです。さういふものの調整は全くよろしくやりますと、そこには非常な不公平が起るんですが、これについて何らかの対策をお講じになつておられるか如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは対策を講じない、無対策が一番いい対策であるのであります。よく割当とか何とかいふ問題がありますが、御承知の通り、これは昭和二十五年の事業所得の予算は千五百億圓、補正予算で千七百七十億圓に減らしてあります。實際は千億圓切れました。我々はこの税を取らなきやならんといふ觀念は毛頭持つておりません。それから税務署によりまして、お話のように大会社があるところは案に行くだらうと、こゝう申しまして、法人税と源泉所得税と事業所得税とは別個に分けて見ておるわけなのでございまして、酒税がたぐさん上からといつてその個人營業者のはの税金を安くするといふやうな、そんな考へ方は持つておりません。一応課税が公平に行つてゐるか、又各税務署均衡に行つてゐるかどうかといふことは、国税局長或いは国税庁

大体今度の改正の要旨は、我々が常に政府当局等に向つて反省を促し、一刻も早く改正すべき点であることを申売べておつた点の実現と見てもよろしいのですが、併しここでただ最近の朝鮮動乱以後の趨勢を鑑みますと、この程

度の修正ではなか／＼国民の生活上に及ぼす影響が微小であると言わざるを得ないのであります。即ち政府側におきましては、物価の騰貴は大したことではない、大臣を初め大蔵当局においてはCPIがむしろ去年の初めあたりから見ても大して上つていないといふことを言われております。併しなから一方におきまして、安定本部等の意見を徴しまするといふと、いわゆるエンゲル係数が食料費の大部分を占めておるのが、まだ／＼相当大きな部分であつて、而もそれが物価が余り上つてない、いわゆる主食に対する価格が上つていない、そのために僅かな物品が多少の騰貴をしたところで及ぼす影響は少いのだといふふなことを言われております。併しながら、大蔵当局のほうになりますと、主食や何かのいわゆる生活費に占める部分は、ずつと減つております。そういう点から見て国民所得が増して、この程度の税負担は当然だといふふなことになつていて、その間一貫してない。そういう点と、最近の物価の値上りというのとは、かなり各消費部門において大蔵当局が考へているような生易しいものではない、相当の値上りを示し、而も生産資材の値上りは、これは消費資材の値上りに影響するのは明らかであります。そういうことを考えますと、この程度の修正だけでは、いわゆる国民の担税能力にマッチするといふことは言ひ得ないと思ひます。更に又当局はこの所得税法の改正によつて相当大幅な減税を断行したがごとくに言われておりますけれども、一方において地方税の大幅の引上げというものが、これを抹殺してあります。そういう

う点から見ましても、将来はやはり大蔵当局は自分のほうさへ減税をすればもうどうでもいいんだという考えでなしに、地方税と脱み合せまして、総合的に国民の負担というものを軽減する親切心を起して頂きたいと思ふのであります。早い機会にいずれ補正予算は出るでありましようが、或いは基礎控除の変更であるとか、税率の是正であるとかいふことをいま一段工夫なさつて、以て国民負担の均衡化と、軽減といふことを検討されるように切に希望して置きます。以上希望條件を付して賛成するものであります。

○委員長(小串清一君) ほかに御意見がないようでございますが、討論終結と認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。所得税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員長(小串清一君) 過半数と認めます。よつて本法案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長のお頭報告の内容については、本院規則第四百四條によりあらかじめ御承認願ふことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

高橋龍太郎

森 八三一

杉山 昌作 小林 政夫
大矢半次郎 木内 四郎
油井賢太郎 岡崎 眞一
黒田 英雄 愛知 揆一

○委員長(小串清一君) 次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして討論に入ります。それでは松永君。

○松永義雄君 これは誰しも御承知のことと、私からくどく申し上げることもないと思ひますが、日本の昨年戦乱以来の景気というものは、日本独自の力によるものではないと言へないのです。が、併しよそから来た影響が強いといふことをこれは肯定しなければならぬのであります。でその原因は直接であるか、間接であるかは別にしまして、外国におきまするこうした原因における景気というものの対して税法がどういふふうに変化を受けているかといふことは、すでに当局から提出された資料によつて明瞭になつているのであります。そのうちの法人税につきましては、太平洋戦争後に一旦超過所得税が廃止されたけれども、今日はそれが復活を見て法人税の超過所得税がかけられているのであります。で何も日本が外国の真似をしなればならんこととは、ないと思ふのであります。併しその景気の動きの状態を見ますときには、日本の法人に対しては税金を余計取るというところについては何らの反対的な理論も見出し得ないので、むしろ進んで税金を余計かけて行くべきものではないかと思ふのであります。ただ徒らに儲けたから羨ましいから税金をかけるといふのではなくて、負担の能力が非常に増大しておるから、そうしたものに負担の増加を図ることが当然では

ないかといふふうにお考へておるのであります。然るにここに議題になつております法人税の一部を改正する法律案は、この趣旨に十分乗つておられないものと見ておるのであります。我々社会党といたしましては、この法案に対しては著しく不満の意を表すると同時に、本案に対して反対をするものであります。

○油井賢太郎君 私は民主党を代表いたしまして法人税法の一部を改正する法律案に賛成するものであります。二％の積立金課税の廃止、これは私が常々主張いたしておつたのであります。しましても支持しておつたのであります。が、漸く実現を見たといふことは遅滞しながら非常にこれは結構だと思ひます。併しながら三五％フラット課税といふことに對して、最近の情勢を見ますといふと、大企業等におきましては非常に利得を挙げ、而もその利得をどうやつて使つていかわからんといふふうな状況に至つておるといふのが相當あるのです。そういう点においては法人税が累進課税の際において社内留保というか、或いは隠されたというか、そういうふうなものが一齊に現われた結果であるかも知れないのでありますけれども、朝鮮動乱後においては相当日本の経済界が偏頗な経過を示しておつて、一方において非常に多額の利益を挙げ、場所もあり、又その半面においてはそのため却つて資材等が大企業に集中されて困つておる半面も出ておるといふところもあるものであります。そういう点から勘案いたしまして、多少アブノーマルな状態に最近なりつたとき、一率に三五％一本という税率といふこと

は、もはや考慮をなくしてはならない段階に入つたのではないと思はれるのでありますけれども、資本蓄積の目標も至極結構だといひましても、その蓄積の面において不公平のない法人税の税法の改正といふことも、今から検討しておかなくてはならないのではないかと思はれるのであります。こゝういふ点、将来においては是正すること、を、検討することを希望いたしまして賛成するものであります。

○委員長(小串清一君) ほかに御意見がないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。法人税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員長(小串清一君) 過半数と認めます。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長のお頭報告の内容については、本院規則第四百四條によりあらかじめ御承認願ふことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

高橋龍太郎

杉山 昌作 小林 政夫

大矢半次郎 木内 四郎
油井賢太郎 岡崎 眞一
黒田 英雄 愛知 揆一

○委員長(小串清一君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして討論に入ります。御意見のありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○松永義雄君 私は社会党を代表しまして、租税特別措置法の一部を改正する法律案について反対の理由を表すものであります。それは先ほどこの税法について申し上げた意見を引用いたしまして私の意見を申し上げるのではありませんが、先ほど大臣のおっしゃったように、物価或いは賃金を上げるのは当然だ、物価は上がる、併しその賃金はまだ上げようとする気配に及んでおられない、ただ単に砂糖ばかりの問題ならばともかく、ほかのいろ／＼必要物資の値が上つて参りまして、勤労階級の生活がだん／＼苦しくなつて来ておるのではありません、特にその税法の改正の値上げの率と、本案の値上げの率とを勘案いたしますと、相当砂糖の配給価格の上に影響を及ぼしておるのです。このようにど／＼物価が上つて来て、そうしてそれに対する対策が講じられておらないのは、私としては非常に遺憾と存する次第であります。

これ又諸外国の例を引きまして、そうしてこれに必ず倣わなければならぬというものを申上げるわけではないのであります。賃金が問題になつて来る、そうしてそれに適応するところの政策が講じられておる。然るに我が国の経済政策というか、財政政策というものは、労働者

や農民のほうの生活は考慮に入れられないで、そうしてその負担を増す方向にのみ持つて行かれる傾向があるのであります。而も富める者に対してはその負担の増加を図つておられない。こうした点からいたしまして、他の方法が講じられた上にこうした税法ができて行くというのならとにかく、この税法だけをど／＼進めて行かれて、それではかの問題はまだ考慮にも入つていないものがあるとするならば、我々としてはどうしても反対の意を表さざるを得ないのであります。私は遺憾ながら本案に対して反対の意を表します。

○油井賢太郎君 私はこの法案に賛成をいたすものであります。先ほど松永委員から砂糖の点について論及されましたけれども、この條項を見ますと、食糧事情の好転に鑑みて輸入砂糖に対するところの消費税の免税措置を廃止するというのを謳つておるのではありません。どうもこういうことは日本の国民といたしまして、砂糖が今まで主産の代用、或いはカロリー攝取のために必要欠くべからざるものとして大きな役割を果しておつたかのように見受けられて、これについての消費税の免税措置をとつていたということについては、私は常に反対しておつたのであります。漸く今日廃止されまして、消費税はかかることになつたのであります。如何にもこの理由に述べあるところのものは、單なる理窟に過ぎないというふうな感じがするのであります。将来こういつたようなことのないように当局においても断乎たる決意を持つて頂きたい、こういうふうに思うのであります。将来におきましては、この砂糖等につきましても相

当課税を考慮いたしまして、實際国民生活に適應するような消費税の設定を今から検討してもらいたいということを一言附加えて賛成するものであります。

○委員長(小串清一君) 他に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。租税特別措置法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(小串清一君) 過半数と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の日頭報告の内容については本院規則第四百條によりあらかじめ御承認願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書に対する多数意見者の署名をお願いいたします。

多数意見者署名

杉山 昌作	小林 政夫
松永 義雄	大矢半次郎
木内 四郎	油井賢太郎
岡崎 眞一	黒田 英雄
愛知 揆一	

○小林政夫君 主税局長にお尋ねしたいのですが、先ほど余りよくまだ大臣

まで問題にしていないうでしたから、先ほどの漁業権証券の取得者に対する課税の問題で、農林の事務当局とあなたの方とが、いろ／＼御研究願つておるわけでありまして、現在までの研究して頂いた状況を御報告、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 漁業権証券の課税の問題につきましては、実は私どもやや具体的にこの説明に接しましたのは本年になりましてからでありまして、その後鋭意水産庁からの説明を聞きまして、目下検討いたしておるのでございますが、現行のまま、そのまゝ特別な措置を講じないということになりますと、相当税がかかるという結論になるようでございます。と申しますのは、漁業権証券を一体誰が受けるかによつて大分違つてございまして、先ず個人が受ける場合、この場合におきましては、譲渡所得税の課税は御承知の通り一種の私ども強制譲渡と解釈せざるを得ないと考えておるのであります。そうなりますと財産税の評価額と、それから今回補償を受けます際の評価額との差額、この差額が課税対象になるわけでありまして、その差額のうち財産税評価額に對しまして十倍までのところ、これは再評価法によつてきめておるのでございます。十倍までのところは六％の再評価税だけで済む、十倍を越えまして補償を受ける額に對しましては譲渡所得としまして課税する、これは勿論一種の変動所得としまして五カ年平均課税の方法でございまして、一時に入つて来るという理由でございまして、そういう原則に相成るのでございます。それから又

法人の場合でありますと現在漁業権が幾らに帳簿に記載しておりますか、その記載しております漁業権の額と今回補償としてもらいます額との差額、これはやはり益金になる。これはもうこの点は解釈上も疑問の余地がなく、如何なる収入といへども法人は益金に算入しますので、そのようなことになるのでございます。併し法人の場合でも再評価が勿論できますので、すでに帳簿価格に計上してある法人は前年再評価したかも知れません。それから或いは今回更に任意評価もできることになるのでございますが、再評価をする額まではやはり法人の場合も六％ですることになります。再評価額を越える分につきましては普通の法人税がかつて来る。このようなものに放つて置きますと、このようなものでございまして、併しそれではどうもやはりこの漁業権を一時に全部買上げて新らしい一種の違つた漁業権を設定して免許料をとると、非常にドラスティックな措置をやることになつておりますので、そのまゝやりましてはやはり実情に即しないだらうというので、この一般の課税原則に對しましてやはりどのような特例を認めるか、そういうことにつきましては目下研究いたしておるのでございます。個人の場合でございますとも、それから今回の補償額の平均水準は、どうも十倍よりは十分高くなつておるようでございます。ちよつとした今までの調へによりまして二十二、三倍ぐらゐの高さになるようでございます。これは勿論最終的にきめますまではそのような資料も的確に集めなくちやならぬと思つておりますが、相当高

くなつております。そこでそれをそのまま今の原則通りやつたほうがいいか、或いは漁業権につきましても全面的にこのように再評価されましてそれによつて強制買収されるもので、何か倍率も特例を設けるような方法が果して考えられるか考えられないか、或いはそういう方法をどうせとるならば、もつと機械的に簡単な方法で落ましてしまふような方法を考えるかどうか、そのような方法を考えるかどうかが、それから法人の場合におきましては証券をもらひまして一遍に現金化するわけではない、この証券が一体如何なる発行條件で発行されるか、それから免許料は最初は利子を含めて免許料を取るのだという話でしたが、最近では又利子の分は国庫の負担にしてもらうようにしてもらひたいと、こういう要望がありまして條件がはつきりきまつていない。そこで問題があつたのですが当初の計画のように二十五カ年間に均等の償還を行くというものでありますれば、一時に証券を取得した際に課税しない。それはいわゆる圧縮記帳と称しまして、前の帳簿価格まで評価を切り下げることを認めまして、後に償還されるたびごとに益金に算入されるような方法をとつて行く。その半面組合なり法人等……、会社等の免許料を年拂つて行きますので必ずしも一致しませんが、免許料は経費として差引きますので、そういうようにして徐々にならして行けばこれはよほど負担が緩和になりはしないかというところで研究をしていたのでありますが、最近では更に漁業権証券の金融化ということに關連いたしまして、発行條件につきまして最初の考え方とだん／＼変りつつあ

るようであります。従ひまして課税につきましてどうするか私どもまだその辺の條件がもう少し具体的にきまらないうと、この特例を認めるにつきましても実はなか／＼案が具体的にまとまらない。こういう段階に参つておりまして今申上げましたような点を總合して考えまして、趣旨をいたしましては全然その御要望の通り行くということはどうも今までの一般の例に鑑みまして行過ぎではないかと思ひますが、できるだけ実情に即しまして無理のない、或る程度のところまで若干御不満がありまして何とやら御辛抱して頂けるような特例を認めたらどうかというので、今申上げましたような諸点につきまして実は検討いたしておる際でございますので、もう少しお待ちを願ひますれば結論が出て来ると思ひます。かように考えております。

○小林政夫君 先ほどの趣旨によりまして是非御善処をお願いいたします。

○委員長(小串清一君) 資産再評価法の一部を改正する法律案、再評価積立金の資本組入に關する法律案、保険募集の取締に關する法律案の一部を改正する法律案、以上先議でありまして、もう一つ國稅徵收法の一部を改正する法律案、これは予備審査であります。以上の四案について政府の提案理由の御説明を乞ひます。

○政府委員(伊原隆君) 只今議題となりました資産再評価法の一部を改正する法律案及び再評価積立金の資本組入に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昨年資産再評価法が制定されましたが、企業の資産再評価が実施されたのであります。当時の経済情勢におき

ましては十分の収益を挙げ得ない企業も少なくなく、全体としての再評価額は当初の予想よりかなり低目となつていゝる実情であります。然るに朝鮮動乱の勃発を契機といたしまして、経済界は相当活況を呈し、企業の収益力も相当回復しつつありますので、この際、前回再評価を十分に行わなかつた企業に對して、おおむね前回と同様の基準により、更に再評価を行ひ得る機会を與え、企業経理を合理化し健全な資本の蓄積を図ることが必要と考えられるのであります。

又、再評価積立金の資本組入につきましては、現行法におきましては昭和二十八年一月一日まではこれを行ひ得ないことになつていたのであります。

が、今日の経済界の実情から見まして、このような制限はもはや不必要と認められますので、この際再評価積立金を早期に資本に組み入れ得ることとするのが適當と考えられるのであります。

以上の理由によりまして、今回この兩法律案を提案いたしました次第であります。

次に兩法律案につきましてその概要を申し上げます。

先ず資産再評価法の一部を改正する法律案におきましては、今回の第二次再評価は、法人につきましては原則として本年一月一日又は一月一日から九月三十日までを開始する事業年度の初日現在で行ひ得ることとし、ただ、電力、ガス等の公益事業を営む法人につきましては、特別の事情がありますので再評価の時期を一年延長することを認めております。又、個人につきましては本年一月一日現在で再評価を行ひ

得ることとしております。

次に再評価の対象となる資産は、前回再評価を行うことのできた資産で前回限度額まで再評価を行わなかつたものとしておりますが、ただ、株式は、今回の再評価からは除外いたしました。これらの資産につきましての再評価の基準は、原則として前回通りの物価指数によることとしておりますが、前回の再評価以後に減価償却を行なつてゐる資産につきましては、前回の再評価限度額からその償却額だけ減額したものを今回の再評価限度額といたしております。又、いわゆる腐化資産の再評価限度額につきましては、稼働率、収益率等の向上に基く増額を認めることとしております。

次に、再評価税につきましては、前回と同様再評価差額に對して百分の六の税率によつて課することとしたしております。その納付方法につきましては、おおむね前回通りであります。ただ延納の最終期限は、これを一年延長し、今回の再評価後五年ということにいたしてゐるのであります。

次に、再評価積立金を資本に組み入れ得る時期につきましては、従来の規定では昭和二十八年一月一日以後となつておりますのを、本年七月一日以後におきましては、再評価積立金の四分の三の範囲内で、その資本へ組み入れ得ることとしたしてあるのであります。又再評価を行なつた会社の社債の発行限度につきましては、従前は、再評価積立金の四分の三の範囲内で再評価後三年間に亘りまして毎年その四分の一ずつを社債の発行限に算入することになつてゐるのであります。このような制限を緩和し、再評価積立金の

四分の三を直ちに社債の発行限度に算入することとしたしてあります。

この外、金融機關再建整備法による調整勘定を設けてゐる金融機關の再評価積立金取り崩しについて特例を設けると共に、商法の一部を改正する法律の施行等に伴ひまして所要の規定を整備することとしたしてゐるのであります。

次に、再評価積立金の資本組入に關する法律案であります。この法律案は、只今御説明申し上げましたように、再評価積立金を早期に資本に組み入れ得ることとしたのに伴ひまして、その組入の手續及び方法につきまして必要な事項を定めようとするものであります。その主な内容は、

第一に、再評価積立金の資本組入は、株主總會の特別決議によるを要すること。

第二に、再評価積立金を資本に組み入れた場合には、組入と同時に又はその後随時に株主總會の特別決議によつて株主に對して新株を発行することができると。

第三に、この新株は株主に對して無償で交付することを原則としますが、株主總會の特別決議によつて新株の発行価額の一部を株主に拂い込ませることを認め、併せて引受のない新株の処理方法及び新株を引き受けない株主の引受権の譲渡又は金銭分配請求権につき必要な規定を設けること。

第四に、再評価積立金の資本組入による新株の発行の場合における会社の資本の金額及び資本準備金の積立につき商法の特例を設けると共に、税法上所得計算に關して所要の

特例を設けること等であります。
以上、兩法律案につきまして、その大要を御説明申し上げた次第であります。が、何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことを切望してやまない次第であります。

○政府委員(丹山正吉君) 保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本法は、昭和二十三年七月、当時保険募集の状況が、混乱して、保険契約者に不利益を與える虞れが多分にありましたので、生命保険募集人等に登録制を布くと共に、不正募集行為の取締を行うため制定施行されたものであります。その後、本法の適切な運営によつて、募集状況は、漸次改善されて来たのであります。が、生命保険会社と契約者との間の契約上の紛争は、今日なおその跡を絶たない実情でありまして、保険契約者の保護と保険事業の健全なる発達を図るためには、悪質募集に対する取締を、一層嚴重に行う必要があると考へます。

現行法の規定には、登録制度の運用上の面からも、又不正募集行為取締の面からも、種々不備な点がありますので、今回大要次の通りの改正を行うこととしたのであります。

第一に、現行法では、生命保険会社の役員及び使用人の登録と、生命保険募集人の登録とを区別して行なつていたものであります。が、この区別を存置することは、取締上の実益もないので、事務の簡素化を図るため、両者を統一することとしたのであります。

第二に、現行法では、下請生命保険募集人は、届出制となつておりまして、

が、実情は登録をなすべき生命保険募集人等が登録の申請を怠つて届出によつてゐる場合があり、又登録を取り消された者が届出によつて募集に従事し得る等の欠陥があるので、届出制を廃止してすべて登録制とすることとしたのであります。

第三に、現行法では、保険会社と委託関係にある募集人等が契約者に損害を與えたときは、会社とその賠償責任があることとなつております。が、会社の使用人等の與える損害については、民法の不法行為に関する賠償責任の規定によつており、本法に特別の規定がありませんので、この際本法において統一規定を設けることとしたのであります。

第四に、既存の保険契約を不当に消滅させて新たな保険契約の申込をさせる等の契約の不当な乗換募集は、保険契約者に不利益なものであります。で、これを禁止する規定を設けることとしたのであります。

その他登録の抹消に関する規定を設ける等所要の改正が加えられております。

以上の通りでありますので、何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望いたします。

○政府委員(平田敬一郎君) 次に、国税徴收法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

れますので、ここに国税徴收法の一部を改正する法律案を提案いたした次第であります。

以下本法案の大要を御説明いたします。

先ず、最近における滞納の発生及びその処理の状況に鑑み、納税者に特別の事情がある場合における租税の徴收及び滞納処分につきその合理化を図ることとしたのであります。

その第一は、分納及び徴收猶予の制度を新設したことであります。

即ち、納税者が災害、盗難、疾病、廃業等により、又は申告期限から一年以上経つて更正、決定を受けたことにより、その税金を一時に納付できない場合は、その申請によりまして、一年以内の分納又は徴收猶予を認めることとしたのであります。而してその分納又は徴收猶予の期間中は、延滞加算税額を免除するほか、一定の場合には利子税額をも免除することができるとしたのであります。

なお、昭和二十四年分以前の所得税、相続税、物品税及び増加所得税、財産税等の旧税につきましては、その負担の状況及び滞納の現状等に鑑みまして、徴收猶予をなし得る場合の条件を若干緩和いたしますと共に、猶予期間を二年以内とする等の措置により、その合理的な整理に資することとしたのであります。

その第二は、滞納処分の猶予制度を新設したことであります。

即ち、公売処分等の執行によりまして滞納者の事業の継続を著しく阻害する虞れが強く、且つ又、その処分を一時猶予して置くほうが究極において徴税上有利であると認められますとき

は、二年以内において適宜その処分の執行を猶予することができるとし、その期間中は、延滞加算税額を免除し得ることとしたのであります。而して二年以内に資力が回復したとき又は新規に発生した税金の滞納等の事実がありました場合は、直ちに滞納処分を執行することとしたのであります。

その第三は、滞納処分の停止の制度を設けたことであります。

即ち、滞納者が無財産の場合又は著しく生活困窮に陥る虞れがある場合等におきましては、三年間滞納処分を停止することができるとしたのであります。而してこの停止期間中は、利子税額及び延滞加算税額を免除することができるとしたのであります。

なお、この停止期間中におきましては、滞納者が資力を回復したと認められる場合には、停止処分を取りやめて徴收するのであります。が、停止後三年たつてもなお資力が回復しない場合には、納税義務が消滅することとしたのであります。

以上の三つの措置によりまして、滞納につき特別の事情がある納税者につきましては、その実情に応じ、努めて合理的に且つ適切な徴收を行うこととしてゐる次第であります。

次は、差押禁止物件の範囲を拡張したことでありまして、

種子等を差押禁止物件とすると共に、食糧及び薪炭につきましては、六カ月の間の生活に必要な部分について差押をすることができないこととしたのであります。

次に、昭和二十四年十二月三十一日以前の期間に対する加算税及び延滞金につきましては、特定の場合に限り、これを軽減し得ることとしたのであります。

即ち、加算税につきましては、申告期限から一年以上たつて行われた更正決定に基いて徴收される場合、又は一度更正決定を受けた後の修正申告又は更正に基いて徴收される場合には、日歩十銭のものを日歩四銭に軽減することとができると共に、これらの場合には、日歩二十銭の延滞金を日歩八銭に軽減することができるとしてゐるものであります。而してこの軽減措置は、加算税又は延滞金を現に滞納している場合のみならず、すでにこれを納付している場合も適用するのであります。が、既納分の還付を受けました場合には、本年六月末日までにその申請をしなければならぬこととしております。

又、納税者が災害、疾病又は廃業等によつて現に加算税又は延滞金を滞納してゐる場合には、加算税の日歩十銭を四銭に、延滞金の日歩二十銭を八銭に、それぞれ軽減することができるとしたものであります。

次に、督促手数料は徴收しないこととしたのであります。

即ち、滞納者に督促状を発する場合の十円の督促手数料は、今後徴收しないこととして、事務の簡素化を図ることとしたのであります。なお督促

はい／＼／＼種類のものがございまして、例えば一、二の例を申し上げますと、外国から模造真珠のエッセンスを入れまして、そうして日本で作つたガラス玉にそれを塗つて、そして輸出をする。又変つたのになりますと、ハワイから原盤を入れて、それをNHKで吹き込みまして、そうして再輸出をする。その他種々雑多なものがございまして、まあ大体そういう状況であります。保税工場の現在隘路といましては、保税工場へ入れます原料或いは出します製品につきまして、通産省の契約許可が要りますし、又同時に税関の許可が要するという二重の許可になつております。できるならばこれを税関ならば税関一本でやるようにいたしたいと思ひます。大体そういう程度で、あと特に障碍となるような事項はございません。

○松永義雄君 品物というか、品種ですが、それからどれくらいの金額に上るものでしょう、再輸出の場合に、通過貿易といひますか……。

○説明員(木村秀弘君) 通過貿易でどのくらいの金額か、ちよつと手許に資料がございせんので、あとで調べましてお知らせしたいと思ひます。

それから保税工場につきましては、これらの確な数字は持つておりませんが、これも全部再輸出されるものと、そのうちの大部分のものが再輸出されるものと、或いは場合によりましては、全部国内に引取られるものといひるような種類がございまして、全額については只今資料を持つておりませんが、昨年分くらいのは改めて提出したいと思ひます。

○松永義雄君 只今品種についてちよつと御説明があつたようですけれども、追つてもう一遍その他の品種について大体でいいのですけれども、再輸出される場合の品種、品物……。

○説明員(木村秀弘君) 品種ですか。

○松永義雄君 品種……。

○説明員(木村秀弘君) 再輸出されずのものには先ほど申し上げました模造真珠のようなもの、それから水晶とか、或いはダイヤモンドの原石を入れまして、それを磨いて出すというようなものもございまして、それから毛糸類を入れて出すというようなもの、それから先ほど申し上げました原盤に録音を吹き込みましてそれを出すというようなもの、それから自動車等の部品を入れてそれを組み立てて出すというようなもの、それから薬品の原料を入れましてここで製品にしてそしてそれを南方に出すというようなもの、それから朝鮮から機関車その他の車輛を入れまして、それを修理いたしまして又出すというようなもの、それから海人草の原料を入れましてそれを薬剤にして出す。それから麻袋のように麻の原料を入れて袋にして出すというような、雑多の種類のものでございまして……。

○小林政夫君 今その保税工場を利用することは何か特定の制限等がございするか。向うの注文をとれば自由にできるのですか。

○説明員(木村秀弘君) 特殊の制限はございせん。それでただ制限と言へますかどうですか、結局国内へ入りました輸入品の原材料がど／＼流れるということになりますと困りますので、従ひまして工場におきましては、大体それは輸出品の製造に使われると

いう保障が必要なわけでありませう。併しながらそういう設備を持たないようなものにつきましては、保税工場として現在認可しておりませんけれども、併しながらそれ以外におきましては、その取締りがつくという見込がつきますれば、全然無制限に認可いたしてお

○油井賢太郎君 ちよつとお伺ひしたいのですが、只今いわゆる進駐軍が来ておりますね。これは都合によつてはあとで速記録を消してもらつてもいいと思ひますが、進駐軍が来ておりますね。いわゆる軍の用に供してある倉庫と、それからこの保税倉庫との関連が相当にあると思うのですが、実情はどんなことになつておりますか。

○説明員(木村秀弘君) これは非常に厄介なことになつておりまして……。

○委員(小串清一君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員(小串清一君) 速記をつけて下さい。

○政府委員(平田敬一郎君) 関税のほうはお話のように、手持品に対して関税がかかるだけ課税するというわけには参りませんので、そういう特別の措置は講じておりません。

○油井賢太郎君 そうしますと、現在もうすでにOSS等に入つておる物件についての関税はもうそのまゝというふうに了承してよろしいのですか。それともう一点、若しOSSあたりの倉庫に入つておるものはどういうふうになるのですか、その当日は。

○政府委員(平田敬一郎君) 保税倉庫に入つております貨物につきましては、まだ関税の課税の問題は発生して

おりませんので、これにつきましては又その保税倉庫から更に引取る際に課税するという問題があるかと思ひます。保税倉庫の場合も同様でござい

○油井賢太郎君 東京都内にある、例えばOSSの店の内部の倉庫ですね、これは保税倉庫と現在なつておるわけですね。

○政府委員(平田敬一郎君) そうです。

○油井賢太郎君 それじやよろしいです。

○黒田英雄君 この保税倉庫、保税工場について改正されることは大体私は賛成ですが、曾ては保税地域を指定するかどうか論議がされて、私なども相当研究はしたのですが、今日震災の後で港湾等の設備等が非常に破壊されたり、交つておると思うのですが、若し保税地域を設定することがいいとなれば、今日は非常にやりいときやないかと思ひますが、この保税地域を設けることがいいか悪いかといううなことに、今日研究されておるのですかどうか。主税局長からお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 保税地域の問題につきましては、実は一昨年、昨年の初め頃でございまして、そういうのを設けたらどうかという一部に相当有力な意見がありまして、研究いたしましたのでございまして、その当時といたしましては、余り広汎な地域に限りまして、保税地域を設けると、これはどうも如何にも少し行き過ぎと申しますが、関税権の及ばない地域を設定して置きますのは如何であらうかといううな考えでございまして、併し

或る程度の地帯を限りまして、いわゆる米国ではたしか自由地帯と称しておりますが、あるようでございまして、少し地域を限定いたしまして、その地域につきましては、比較的関税法の適用の少い、或いは殆んど受けないものにして、中継貿易、或いは加工貿易等を振興するようにしたかどうか、こういう案を研究して見たことがあるのでございまして、そうしまして場合によりましては、これを實現の運びに行か行かないか、大分進行いたしましたのであります。併しその前にやはりこの現状におきまして保税工場なり保税倉庫、こういう制度を活用いたしますれば、現在もなお相当行ける可能性もございまして、今にわかにそういう地帯をこの際設定することにつきましてはまだ結論を得ませんので、少し延び延びになつておる次第でござい

○政府委員(西川甚五郎君) 昨日愛知委員から御請求がありまして、この法案の進捗状況をちよつと御説明申し上げますと、現在衆議院で御審議を願つておりますものが十六件でございまして、そうして参議院では四件お願いいたしておりますから、合計二十件現在御審議を願つておるのでございまして、そのほかに最近出ますものといひましては、塩の専売法の一部を改正する法律案、それから日本開港銀行法案、この二つであります。そのほかに議員提出のものが、納税貯蓄組合法と公

認會計士法の一部を改正する法案、それから税務代理士法、これも議員提出であります。そのほかに損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案、これも政府から提出いたしますから、政府提案は三件今後出はすでございます。これも一番大きな問題は日本開業銀行の法案であります。これも大体まとまっています。今日の閣議決定の上G・Sのほうへ出しまして、二十三日か四日には提出したいと思っております。大変遅れたのでございまして、よろしく御審議を願っております。と思つております。

○委員長(小串清一君) 本日はこれを以て散会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) それではこれを以て散会いたします。

午後四時十六分散会

出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君

理事 大矢 半次郎君
杉山 昌作君
木内 四郎君

委員

愛知 揆一君
岡崎 眞一君
黒田 英雄君
野溝 勝君
松永 義雄君
小林 政夫君
高橋龍太郎君
油井賢太郎君
森 八三一君

委員外議員
水産委員長 木下 辰雄君

國務大臣 池田 勇人君

政府委員

外國為替管理 大久保 三郎君
委員 森永 貞一郎君

大蔵大臣官房長 西川 甚五郎君
大蔵省主税局長 平田 敬一郎君

大蔵省理財局長 伊原 隆君
大蔵省理財局長 酒井 俊彦君

大蔵省理財局長 吉田 信邦君
大蔵省理財局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
大蔵省銀行局長 舟山 正吉君

を目的とする。

(資本組入についての総会の決議)

第二條 株式会社(以下「会社」という)が再評価積立金(資産再評価法第百二條に規定する再評価積立金をいう。以下同じ)を資本に組入れるには、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三條に定める決議によらなければならない。

(資本組入の場合の新株の発行)

第三條 会社は、再評価積立金を資本に組み入れた場合においては、前條の決議により、又は別に商法第三百四十三條に定める決議により、株主に対してその有する株式の数に応じて株式を発行することができる。この場合においては、新株の発行価額(第四條第一項の規定により新株の発行価額のうち株主に拂込まれる金額を定める場合においては、その金額を控除した金額)の総額は、その資本に組み入れた金額をこえてはならない。

2 前項の場合においては、左に掲げる事項は、同項の決議において定めなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び数

2 新株の発行価額

3 商法第二百八十八條ノ二の規定は、第一項の規定により株式を発行する場合については適用しない。

4 会社は、第一項の場合において、会社が発行する株式の総数をこえて株式を発行することはできない。

5 第一項の規定により発行する新株を株主に割り当てる場合において、割当株式に一株未満の端数を生ずるときは、その端数は、第一項の決議において別段の定めがない限り、切り捨てるものとする。

(新株の拂込金額)

第四條 会社は、前條第一項の規定により株式を発行する場合においては、新株の発行価額の一部を株主に拂込まれることができる。この場合においては、その拂込まれる金額(以下「拂込金額」という)及び拂込期日は、同項の決議において定めなければならない。

2 前項の拂込金額は、当該会社が額面株式を発行している場合においては、額面株式の券面額をこえることができる。

(新株の拂込金額がない場合の株主となる時期等)

第五條 第三條第一項の規定による新株発行の決議があつた場合においては、前條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合を除く外、株主は、当該決議の時から新株につき株主となるものとする。

2 商法第二百八十八條(質権の効力)及び第二百九十九條第四項(登録質権者の権利)の規定は、前項の規定により株主が受くべき株式又は株券について、同法第二百九十三條ノ二第六項(株式配当の通知等)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第二百九十三條ノ二第六項中「配当」とあるのは「再評価積立金の資本組入に関する法律第五條第一項の新株」と読み替へるものとする。

(新株の割当通知)

第六條 第四條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合においては、会社は、株主に對し、その引受権を有する株式の額面無額面の別、種類及び数、拂込金額及び拂込期日並びに一定の期日まで株式の申込をしないときはその引受権を失ふべき旨を通知しなければならない。

2 前項の株式の申込をする場合における株式申込証には、商法第二百八十八條ノ六に掲げる事項の外、新株の拂込金額を記載しなければならない。

3 商法第二百八十八條ノ五第二項から第四項まで(新株引受権の通知及び公告等)の規定は、第一項の場合について準用する。

(新株の拂込)

第七條 前條第一項に規定する一定の期日までに株式の申込をした者は、拂込期日までに、各株についてその拂込金額の全額の拂込をしなければならない。

2 商法第二百八十八條ノ九(株主となる時期等)の規定は、前項の規定により拂込をなすべき新株の引受人について準用する。

(新株の公募)

第八條 会社は、第六條第一項に規定する一定の期日までに申込があつた新株の総数が株主に割り当てた新株の総数に満たない場合においては、その満たない株数の新株について、更に株主を募集しなければならない。

2 会社は、第三條第五項の規定により切り捨てる端数の合計数に相

2 前項の場合において、当該新株が第八條第一項の規定による募集に係るものであるときは、当該新

第十三條 会社の取締役は、左の各号の一に該当する場合においては、三十万円以下の過料に処する。

「二第一項から第三項まで」を加え

る法人が当該合併に因り無額面株

昭和二十六年一月一日

昭和二十六年一月一日

（合併の場合における第二次再評価）

第十四條の二 前條第一項前段に規定する合併法人は、当該合併に因

合併した場合において、合併法人（前項後段に規定する合併法人であるものを除く。）が当該合併に因り取得した第六條第一項に規定する資産のうちに被合併法人が同項若しくは前條第一項の規定による再評価を行わなかつたもの又は被合併法人が第六條第一項若しくは前條第一項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものとあるときは、当該合併法人は、当該資産

第十五條中「資本の増加若しくは減少」を「資本の増加若しくは株式の減少」を、資本の増加若しくは株式の減少、株式の分割若しくは併合」に改め、「合併に因り、」の下に「発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り、」を加える。

第二章中第十六條の次に次の一條を加える。

（死亡の場合の第二次再評価）

第十六條の二 個人が昭和二十六年一月一日以後同年九月三十日前に死亡した場合において、当該個人

第二十一條の二 第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條の二又は第十六條の二第一項の規定により再評価を行う場合における減価償却資産、その他の事業用資産並びに土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、第十七條から前條まで及び第二十七條の規定にかかわらず、これらの規定により算出される再評価額の限度額から、法人の資産にあつては、当該資産について基準日（第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価を行った資産については、その再評価の再評価日）以後第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価の再評価日までの間に減価償却又は帳簿簿

旧株若しくは新株が無額面株式であるとき」を加え、同号ロ中「異るとき」の下に「(旧株又は新株が無額面株式であるときを除く。以下第四十三條において同じ。)」を加え、同号イ及びロの算式中「(新株の拂込金額×旧株1株当り新株引受数)」を「(新株について拂込んだ金額×旧株1株当り新株引受数)」に改め、同條第三号イ中「受け、当該株式について」を受けた場合において、交付を受けた株式の価額(第九條第五項に規定する株式の価額をいう。以下この條において同じ。)のうちに「(「拂込金額」を「価額」に改め、同号ロ中当該合併法人の株式の拂込金額を「交付を受けた株式の価額」に改め、同号ハ中拂込金額を「価額」に改

改め、同号二中「当該合併法人の株式の拂込金額」を「交付を受けた株式の価額」に改め、同條第四号中「資本の減少」の下に「株式の分割若しくは併合」を、「解散に因り」の下に「発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り、」を加える。

第二十四條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」と「昭和三十年十二月三十一日」に、「再評価積立金の額の四分の三」を「同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額」に改める。

第二十六條中「前條第一項の規定に従い」を「前條第一項の規定に準じて」に改める。

第二十七條中「第八條第一項の規定」の下に「又は第十六條第三項の規定」を加え、「償却額」を「減価の価額」に改める。

第三十一條第二項中「(固定資産の減価償却を除く。以下同じ。)」を削り、同條に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定は、第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再評価を行う場合においては、基準日(第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価を行った資産については、その再評価の再評価日)後における帳簿価額の減額については適用しない。

第三章中第三十五條の次に次の一條を加える。

(第二次再評価の場合の陳腐化資産等)

第三十五條の二 第十三條の二第一

項、第十三條の三、第十四條の二又は第十六條の二第一項の規定により再評価を行う場合において、前條第一項に規定する資産の価額が基準日後増加しているときは、当該資産については、第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條の二又は第十六條の二第一項の規定による再評価の再評価日を基準日とみなし、第二十一條の二の規定により算出される再評価額の限度額を第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項の規定により算出される再評価額の限度額とみなして、前條第一項の規定を適用する。

第三十六條中「又は第十四條第一項」を、「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項又は第十四條の二」に改め、「第十六條第五項」の下に「第十六條の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第三十八條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付すべき再評価税は、当該再評価税額を各相続人が相続に因り受けた利益の価額にあん分して計算した額による。この場合においては、各相続人は、他の相続人の納付すべき再評価税について、その受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

第四十條第二項中「当該各号に掲げる金額」の下に「(第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條

の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行った場合においては、当該金額のうち既にこの項の規定の適用を受け、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価の再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に加算された金額を控除した金額」を加え、同條第三項第一号中「第百條第一項又は第二項」を「第百條第一項から第三項まで」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行った場合において、既に前項第二号の規定により当該資産について第二項の規定により計算した金額から控除された金額があるときは、当該資産について企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額から当該控除された金額を控除した金額を、同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第四十二條第一項中「個人が」の下に「(第八條第一項(第十條第一項)において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)」又は第十六條の規定により「」を加え、同條第二項中「(第八條第一項(第十條第一項)において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)」を「(第八條第一項又は第十三條の三)に、(前項各号)を「第一項各号」に、(所得税法第十條の七)を「所得税法第十條の六」に改

め、「の譲渡価額の下に(譲渡のため経費を要したときは、その経費を控除した金額。以下同じ。)」を加え、同項を同條第四項とし、同條第三項本文中「(第八條第一項の規定により)」を「(第八條第一項又は第十三條の三の規定により)」に、「前項本文に規定する減価の価額」と第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額との合計額を、第一項各号に掲げる金額と前項本文に規定する減価の価額及び第八條第一項又は第十三條の三の規定により行つた再評価に係る再評価差額(当該家屋について第八條第一項及び第十三條の三の規定により再評価を行つた場合においては、これらの規定による再評価に係る再評価差額の合計額。以下同じ。)」との合計額に改め、同項但書中「(第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額)」を「第一項各号に掲げる金額」と第八條第一項又は第十三條の三の規定により行つた再評価に係る再評価差額との合計額に改め、同項を同條第五項とし、同條第四項中「(第二項但書)」を「(第四項但書)」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

3 個人が第八條第一項の規定により再評価を行つた資産について第十三條の三又は第十六條の二第一項の規定により再び再評価を行つた場合における当該資産についての再評価差額は、第八條第一項の規定により行つた再評価の再評価額からその再評価日以後第十三條の三又は第十六條の二第一項の規定による再評価の再評価日までの期間に応じた所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額を当該再評価の再評価額から控除した金額とする。

第四十三條第一項第二号イ中「等しいとき」の下に「又は旧株若しくは新株が無額面株式であるとき」を加え、同号イ及びロの算式中「 $(\text{償却額} \times \text{再評価率}) - (\text{償却額} \times \text{再評価率})$ 」を「 $(\text{償却額} \times \text{再評価率}) - (\text{償却額} \times \text{再評価率})$ 」に改め、同項第四号ニ中「株式の拂込金額」を「株式の価額(第九條第五項に規定する株式の価額をいう。以下この号において同じ。)」に改め、同号ニ中「株式の拂込金額」を「株式の価額」に改め、同條第四項中「(株式については、その拂込金額)」を「(株式については、第九條第五項に規定する価額)」に改める。

第四十五條の次に次の一條を加える。

(法人の第二次再評価の申告)

第四十五條の二 第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再評価を行った法人は、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内(第十三條の二第二項に規定する政令で定める事業を営む法人を除く外、再評価日を含む事業年度終了の日が昭和二十六年十月一日以後であるときは、同年十一月三十日まで)に、その再評価を行った資産について、前條第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の申告書には、その再評価を行った資産について前條第四項に規定する事項を記載した明細書を添付しなければならない。

3 第一項の規定により申告書を提出しなければならない法人が申告書の提出前に合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4 第二十四條第二項の規定は、第一項の事業年度について準用する。

第四十六條第一項中「一月三十一日」を「二月末日」に改め、同條第二項中「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同條第四項及び第七項中「前條」を「第四十五條」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(個人の減価償却資金の第二次再評価の申告)

第四十六條の二 第十三條の三又は第十六條の二第一項の規定により

第六部

大蔵委員会會議録第二十四号

昭和二十六年三月二十日【参議院】

再評価を行った個人は、昭和二十六年九月三十日まで(第十六條の二第一項の規定により再評価を行う場合において、当該個人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日が同年六月一日以後であるときは、その知つた日から四月以内)に、その再評価を行った資産について、前條第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第四十五條の二第二項の規定は、前項の申告書の提出について準用する。

3 前條第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により申告書を提出しなければならない個人について準用する。

第四十七條第一項中「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同條第四項中「前條」を「第四十六條」に改める。

第四十八條第一項中「第四十五條」を「第四十五條若しくは第四十五條の二」に、「第四十六條」を「第四十六條若しくは第四十六條の二」に改める。

第五十條中「第十四條第一項又は第十六條」を「第十三條の二第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項」に、「第四十五條又は第四十六條」を「第四十五條から第四十六條の二まで」に改める。

第五十一條第三項を同條第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った減価償却資産で第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行ったものについては、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価に係る再評価税額及び第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価税額につき各別に第一項の規定を適用する。

第五十二條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、同條第二項中「当該財産が株式であるときは、その拂込金額を当該財産が株式であるときは、第九條第五項に規定する価格」に、「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に、「再評価積立金の額の四分の三」を「同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額」に改める。

第五十三條第一項中「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同條第二項中「前項」を「第二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項中「第十六條」を「第十六條又は第十六條の二第一項」に、「又は第五項」を「若しくは第五項又は第四十六條の二第一項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第四項中「第四十六條第六項の規定により」を「第四十六條第六項(第四十六條の二第三項において準

用する場合を含む。以下この條において同じ。)の規定により」に、「前三項」を「前四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第十三條の三の規定により減価償却資産について再評価を行った個人は、当該資産についての再評価税額の五分の一に相当する金額の再評価税を、昭和二十七年から五年間、毎年二月一日から同月末日までの間において、国に納付しなければならない。

第五十五條第二項中「第五十三條第一項」を「第五十三條第一項若しくは第二項」に、「第五十一條第三項」を「第五十一條第四項」に、「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第六條第一項、第八條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った減価償却資産で第十三條の二第一項、第十三條の三又は第十四條の二の規定により再び再評価を行ったものについて第四十八條の規定による修正申告書の提出に因り増加した税額の再評価税の納付については、第六條第一項、第八條第一項、又は第十四條第一項の規定による再評価に係る再評価税額及び第十三條の二第一項、第十三條の三又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価税額につき各別に前項の規定を適用する。

第五十六條第三項中「前二項」を「前三項」に、「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、同項を同條第四項とし、以下同條第六項までを一項ずつ繰り下げ、同條第七項中「第一項から第五項まで」を「第一項、第二項及び第四項から第六項まで」に改め、同項を同條第八項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により減価償却資産について再評価を行った法人が第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により減価償却資産について再び再評価を行った場合においては、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価に係る再評価税額と第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価税額との合計額について前二項の規定を適用する。

第五十七條第四項中「再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日」を「当該法人について再評価日が二以上あるときは、その最初の再評価日」に改め、「同項各号に掲げる金額を加算した額」の下に、「以下第四條において同じ。」を加える。

第五十八條第一項中「第五十三條第一項の下に」又は「第二項」を加え、「二月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同條第二項中「第五十三條第一項の下に」又は「第二項」を加え、「一月一日から同月三十一日まで」を「一月一日から同月末日まで」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同條第三項中「前二項」を「前三項」に、「昭和三十一年」を「昭和三十三年」に改め、同項を同條第四項とし、同條第四項中「第二十六條の四」を

「第二十六條の三」に改め、同項を同條第五項とし、同條第五項中「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、「第五十三條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同條第六項とし、同條第六項中「第五十六條第六項」を「第五十六條第七項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第八條第一項の規定により再評価を行つた個人が第十三條の三の規定により再び再評価を行つた場合においては、第八條第一項の規定による再評価に係る再評価税額と第十三條の三の規定による再評価に係る再評価税額との合計額について前二項の規定を適用する。

第五十九條第二項中「償却範囲額を」と「償却額を」とに、「再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日」を「当該個人について再評価日が二以上あるときは、その最初の再評価日」に改める。

第六十條第一項及び第二項中「第五十三條第二項若しくは第三項」を「第五十三條第三項若しくは第四項」に改める。

第六十一條中「第百九條の規定により昭和二十八年一月一日における再評価積立金の額の四分の三」を「第百九條第一項の規定により同項に規定する再評価積立金を資本への組入れの限度額」に改める。

第六十二條第一項中「第五十一條第三項」を「第五十一條第四項」に改め、同條第二項中「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改める。

第六十五條第一号中「第四十五條、第四十六條」を「第四十五條から第四十六條の二まで」に改める。

第六十七條中「同條第二号」の下に「又は第三号」を、「その再評価額」及び「前條の規定による決定に係る再評価額」の下に、「再評価差額又は再評価税額」を加える。

第七十條中「第四十五條又は第四十六條」を「第四十五條から第四十六條の二まで」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に、「昭和二十五年十二月三十一日」を「昭和二十六年十二月三十一日」に改める。

第七十三條第二項中「第十四條第一項又は第十六條」を「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項」に改める。

第七十七條第一項第一号中「第五十三條第二項若しくは第三項」を「第五十三條第三項若しくは第四項」に改め、同項第二号中「第五十一條第一項若しくは第三項」を「第五十一條第一項若しくは第四項」に、「第五十三條第一項若しくは第二項」を「第五十三條第一項から第三項まで」に改める。

第七十九條第一項中「第五十一條第三項」を「第五十一條第四項」に、「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に、「第五十六條第五項」を「第五十六條第六項」に、「第五十八條第五項」を「第五十八條第六項」に改める。

第八十一條中「第五十六條第六項」を「第五十六條第七項」に、「第五十八條第六項」を「第五十八條第七項」に改める。

に改める。
第八十五條第一項及び第三項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第八十六條中「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改める。
第八十八條第一項及び第二項中「第五十三條第二項から第四項まで」を「第五十三條第三項から第五項まで」に改める。

第九十七條第一項中「第四十五條」の下に「又は第四十五條の二」を加え、同條第二項中「同法第四百五十八條第二項」を削る。

第九十八條第一項中「同法第四百五十八條第二項」を削る。
第九十九條に次の一項を加える。
2 商法第二百八十八條ノ第三号（有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、法人の再評価差額については適用しない。

第百條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行つた資産について、第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行つた場合において、既に前項の規定により当該資産について仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した金額があるときは、当該金額を当該資産について同法に規定する特別損失の計算上同法第三條

第一号に掲げる金額として計上した金額から控除した金額を同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第百一條第一項中「当該再評価に係る再評価差額」の下に「から当該再評価に係る再評価税額（利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び国税徴収法の規定による延滞加算税額を除く。以下この條、第百七條、第百九條及び第百十二條において同じ。）を控除した金額の範囲内において、その再評価差額」を加え、同條第二項中「当該再評価に係る再評価差額」の下に「から当該再評価に係る再評価税額を控除した金額に相当する再評価差額」を加える。

第百二條中「再評価日において清算中の法人を除く。」を削る。
第百四條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、「再評価日の直前」の下に「再評価を二回行つた資産については、その最初の再評価の再評価日の直前。以下この條において同じ。」を、「贈與した時における当該資産の帳簿価額」の下に「当該資産について再評価日後減価償却をした場合において、その償却額のうちに法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した額」を加え、同條第二項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第百五條第一項及び第三項並びに

第百六條第一項及び第二項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第百七條第一項中「左の各号」の下に「（金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金については、第一号及び第三号）を加え、同項第三号中「損失をてん補する場合」を「再評価積立金の額から当該法人の納付すべき再評価税額を控除した金額の範囲内において損失をてん補する場合」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 解散した法人が残余財産を分配する場合
五 退社又は脱退に因り出資の持分の拂戻をする場合
同條に次の一項を加える。

3 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金の取りくずしに関しては、この法律に定めるものの外、別に法律で定める。

第百九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項を次のように改める。
法人は、第百二條の規定により再評価積立金として積み立てた金額からその納付すべき再評価税額を控除した金額の四分の三に相当する金額（当該法人がその納付すべき再評価税額を完納したときは、昭和二十八年一月一日以後においては、その再評価積立金の全額）の範囲内において再評価積立金を資本に組み入れることができる。

第百十條の次に次の一條を加える。

(資産の評価損及び評価益についての商法の特例)

第百十條の二 会社が再評価を行つた資産について帳簿価額の減額をした場合において、第百四條第二項又は第百五條第三項の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額に相当する金額の資産の評価損は、商法第二百八十八條ノ二第三号の規定の適用については、同号の評価損に算入しない。

2 会社が再評価を行つた株式について帳簿価額の増額をした場合において、第百六條第二項の規定により再評価積立金に組み入れた金額があるときは、その組み入れた金額に相当する金額の資産の評価益は、商法第二百八十八條ノ二第三号の規定の適用については、同号の評価益に算入しない。

再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している会社についての商法第二百九十七條の規定の適用については、第四十五條の規定による申告書(第十三條の二第二項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価積立金については、第四十五條の二の規定による申告書)を提出した後においては、再評価積立金の額からその納付すべき再評価税額を控除した金額の四分の三に相当する金額を同法第二百九十七條の資本及び準備金の総額に算入する。

同條第二項中「特別の法令」の下に「銀行等の債券発行等に関する法律を除く。」を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

第百十九條の見出し中「配当」を削り、同條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、法人が当該資本への組入れに因り株式を発行したときは、当該法人の株式を有する者が取得した当該発行に係る株式の価額は、その者のその取得の日を含む事業年度又は年の法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上益金又は総収入金額に算入しない。

第百二十一條第二項中「再評価額の百分の九十に相当する金額」を「再評価額(再評価を二回行つた資産については、その最後の再評価に係る再評価額)の百分の九十に相当する金額(有形減価償却資産で、当該資産について再評価を行わない場合において法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される償却額の累計額が当該資産の取得価額又は製作価額の百分の九十に相当する金額以外の金額であるものについては、当該資産の再評価額に大蔵省令で定める割合を乗じて算出した金額)」に改める。

第百二十五條中「第四十五條又は第四十六條」を「第四十五條から第四十六條の二まで」に改める。

附則第十三項中「再評価税額」の下に「及び第百四條又は第百五條の規定により再評価積立金を取りくずした金額」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第九條、第十五條、第二十三條、第四十三條、第五十二條第二項(第九條第五項の改正規定に関する部分に限る)、第九十七條第二項、第九十八條第一項、第九十九條第二項、第百九條第一項、第百十條の二及び第百十二條の改正規定は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百六十七号)施行の日から施行し、第二章及び第三章に係る改正規定(第九條、第十五條及び第二十三條の改正規定を除く)は、昭和二十六年一月一日から適用する。

2 改正前の資産再評価法第九十七條第二項、第九十八條第一項及び第百十二條の規定は、株式会社合資会社については、これらの規定に係る改正規定施行後も、当分の間、なお、その効力を有する。

3 この法律施行前に解散した法人で資産再評価法第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行つたものは、当該再評価に係る再評価額から同法第百一條の規定により損失のてん補又は第二会社特別勘定の償却に充てた金額及びこの法律施行前に納付した再評価税額を控除した残額をこの法律施行の日において再評価積立金として積み立てなければならない。但し、この法律の施行前に残余財産の分配をした場合におけるその分配金額のうち当該残額に対応する部分の金額については、この限りでない。

4 改正後の資産再評価法第四十六條の二の規定により相続人が昭和二十六年九月三十日までに申告書を提出しなければならない場合においては、当該相続人が所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第百二十九條第一項又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七條第一項の規定により提出する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。

5 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第百十條に次の一項を加える。

法人が資産再評価法第百九條の規定により再評価積立金を資本に組み入れた場合における資本増加の登記についての登録税の税率は、その資本への組入れに因り増加した資本の金額については、登録税法第六條第一項第四号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

6 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「第四十二條第四項」を「第四十二條第六項」に改める。

7 第三十二條第六項中「第四十二條第四項」を「第四十二條第六項」に改める。

8 第三十二條第六項中「第四十二條第四項」を「第四十二條第六項」に改める。

9 第三十二條第六項中「第四十二條第四項」を「第四十二條第六項」に改める。

第一條中「並びに募集を行う生命保険会社の役員及び使用人」を削る。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く)若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者(法人でない社団及び財団を含む)若しくはその者の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く)、管理人若しくは使用人で、その保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなすものをいう。

同條第二項中「締結の代理をなす者」の下に「(法人でない社団及び財団を含む。以下同じ。)」を加える。

同條第四項を次のように改める。

4 この法律において「所属保険会社」とは、生命保険募集人、損害保険会社の役員若しくは使用人又は損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人が募集する保険契約の保険者となるべき保険会社をいう。

第三條第二項第三号中「委託保険会社」を「所属保険会社」に改め、同條第三項第一号及び第二号を次のように改め、同條第四項を削る。

一 生命保険募集人又は損害保険代理店であることを証する書面。但し、委託に基づく生命保険募集人及び損害保険代理店にあつては、募集に関する委託契約書に限る。

二 法人又は法人でない社団若しくは財団であるときは、定款又

は寄附行為（法人でない社團若しくは財団にあつてはこれらに準ずるもの。以下第七條において同じ。）役員又は管理人の履歴書及び戸籍抄本又はこれに準ずるもの並びに当該法人又は法人でない社團若しくは財団が第五條第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

三 個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人）の履歴書及び戸籍抄本又はこれに準ずるもの並びにその者が第五條第一号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

第四條の見出しを「登録簿及び登録の通知」に改め、同條第二項第三号中「委託保險会社」を「所属保險会社」に改め、同條に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を文書をもつて申請者に通知しなければならない。

第五條第一項中「申請者につき事実を調査した後、」を削り、同項第五号中「代表者若しくは」を削り、同條第二項を次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、大蔵大臣の指定する職員をして聴聞させなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、聴聞される者が正当な理由がないのに、聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで登録を拒否することができる。

第六條中「遅滞なく、」の下に「理由を記載した文書をもつて、」を加える。

第七條及び第八條を次のように改める。

（生命保險募集人又は損害保險代理店の届出事項）

第七條 生命保險募集人又は損害保險代理店は、第三條第二項各号に掲げる事項又は同條第三項第一号に掲げる書類若しくは同項第二号に掲げる定款又は寄附行為に記載された事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 生命保險募集人又は損害保險代理店は、第五條第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の一に掲げる者に該当することとなつたとき又は登録當時同項第一号から第五号までの一に掲げる者に該当していたことが判明したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 生命保險募集人又は損害保險代理店が左の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 募集の業務を廃止した場合において、当該生命保險募集人又は損害保險代理店であつた者二 個人が死亡した場合において

は、その相続人

三 個人が破産し、又は法人が破産に因り解散した場合においては、その破産管財人

四 法人が合併に因り解散した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

五 法人が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

六 法人でない社團又は財団が消滅した場合においては、その管理人であつた者

（登録の取消）

第七條の二 大蔵大臣は、第二十條第一項の規定により登録を取り消す場合を除く外、生命保險募集人又は損害保險代理店が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第五條第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の一に掲げる者に該当することとなつたとき又は登録當時同項第一号から第五号までの一に該当していたことが判明したとき。

二 登録當時第五條第一項第六号に掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 不正の手段により第四條第二項の規定による登録を受けたとき。

2 第五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の取消について、これを準用する。この場合において、第五條第二項中「登録申請者」とあるのは、「当該生命保險募集人又は損害保險代理店」と読み替へるものとする。

（登録のまつ消）

第七條の三 大蔵大臣は、左に掲げる場合においては、生命保險募集人登録簿又は損害保險代理店登録簿につき、当該生命保險募集人又は損害保險代理店に関する登録をまつ消しなければならない。

一 前條又は第二十條第一項の規定により登録を取り消したとき。

二 第七條第三項の規定による届出があつたとき。

三 大蔵大臣が第七條第三項各号に掲げる場合に該当するものと認めて、同項各号に掲げる者に通知して、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、その職員をして聴聞させた後、その事実を確認したとき。

（損害保險代理店の役員又は使用人の届出）

第八條 損害保險代理店は、役員（監査役以外の代表権を有しない役員をいう。第十條及び第十六條の場合を除き、以下同じ。）又は使用人に募集を行わせる場合においては、その者の氏名及び住所を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 損害保險代理店は、前項の規定により届け出た事項について変更を生じたとき又は同項の規定により届け出た役員若しくは使用人が募集を行わないこととなつたとき若しくはこれらの者が死亡したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第九條中「保險会社」を「損害保險

会社」に改める。

第十條第一項中「委託を受けている」を削り、同條第二項中「又は使用人」を若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人に改め、「委託を受けて」の下に「募集を行い、若しくは他の生命保險会社の委託を受けて募集を行う者の役員若しくは使用人として」を加える。

第十一條の見出し中「委託保險会社」を「所属保險会社」に改め、同條第一項中「委託保險会社」を「所属保險会社」に、「又は損害保險代理店」を「損害保險会社の役員若しくは使用人又は損害保險代理店」に改め、同項但書を削り、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「又は損害保險代理店」を「損害保險会社の役員若しくは使用人又は損害保險代理店」に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定は、左に掲げる場合においては、これを適用しない。

一 生命保險会社の役員又はその使用人である生命保險募集人及び損害保險会社の役員で募集を行うものについては、所属保險会社が当該役員の選任につき相當の注意をなし、且つ、これらの者の行う募集につき保險契約者に加えた損害の防止につとめたとき。

二 生命保險会社の使用人又はその使用人である生命保險募集人及び損害保險会社の使用人で募集を行うものについては、所属保險会社が当該使用人（生命保

險会社の使用人の使用人を除く。の雇傭につき相当の注意をなし、且つ、これらの者の行う募集につき保険契約者に加えた損害の防止につとめたとき。

三 生命保険会社の委託に基づく生命保険募集人及びその役員又は使用人である生命保険募集人並びに損害保険代理店については、所屬保険会社が当該生命保険募集人又は損害保険代理店の委託をなすにつき相当の注意をなし、且つ、これらの者の行う募集につき保険契約者に加えた損害の防止につとめたとき。

第十二條第一項及び第十三條中「委託保険会社を所屬保険会社」に改める。

第十四條中「保険会社の役員」を「損害保険会社の役員に改め、使用人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店」の下に「第八條第一項の規定により届け出た損害保険代理店の役員及び使用人を含む。以下本條及び第十九條において同じ。」を加え、「それらの者の所屬する保険会社若しくは委託保険会社」を「これらの者の所屬保険会社」に改める。

第十六條第一項中「保険会社の役員」を「損害保険会社の役員」に改め、同項に次の一号を加える。

五 保険契約者又は被保険者に対して、既に成立している保険契約（以下本号中既存保険契約といふ。）を不当に消滅させることにより新たな保険契約の申込をさせ、若しくは新たな保険契約の申込をさせることにより既存保険契約を不当に消滅させ、若

しくは既存保険契約を不当に消滅させ、若しくは不当に保険契約の申込をさせ、又はこれらのことをすする行為。

第十八條第一項中「保険会社は、その役員及び使用人又は第四條の規定により登録された生命保険募集人若しくは」を「生命保険会社は、第四條第二項の規定により登録された生命保険募集人に対する場合、損害保険会社は、その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された」に改め、同條第三項中「生命保険募集人又は」を「生命保険募集人は、第四條第二項の規定により登録された生命保険募集人に対する場合、」に、「第八條」を「第八條第一項」に、「第四條」を「第四條第二項」に改め、「生命保険募集人若しくは」を削る。

第二十條第一項第一号中「他の法令」を「この法律に改め、大蔵大臣の命令の下に若しくは他の法令」を加え、同條第二項から第五項までを次のように改める。

2 第五條第二項及び第三項並びに第六條の規定は、前項の規定による業務の停止及び登録の取消について、これを準用する。この場合において、第五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該生命保険募集人又は損害保険代理店」と、同條第三項中「聴聞に応じないときは」とあるのは「出頭を求められた日後一月内に出席しないとき」と読み替へるものとする。

第二十一條を次のように改める。
（外国生命保険事業者の役員等に対する規定の適用除外）

第二十一條 第三條から第七條の三

まで及び第九條並びに第二十條（登録の取消の処分に関する部分に限る。）の規定は、外国生命保険事業者の役員及び使用人については、これを適用しない。

第二十三條中「生命保険会社」の下に「又は損害保険会社」を加える。

第二十五條第二号中「第二十一條において準用する場合を含む。以下同じ。」を削る。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第七條又は第八條の規定による届出を怠つた者は、これを五千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の保険募集の取締に関する法律第二十一條の規定により役員使用人登録簿に登録されている者は、この法律施行後は、改正後の保険募集の取締に関する法律第四條第二項の規定により生命保険募集人登録簿に登録されている者とみなす。

3 この法律施行の際改正前の保険募集の取締に関する法律第八條（同法第二十一條において準用する場合を含む。）の規定による届出がされている者（損害保険代理店の役員及び使用人を除く。）は、この法律施行の日後三月を経過する日までは、改正後の保険募集の取締に関する法律第四條第二項の規定により生命保険募集人登録簿に登録されている者とみなす。

4 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国税徴収法の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律案

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を「並其ノ督促手数料及滞納処分費」及び「滞納処分費」に改め、「以下本條中同じ」を削り、同條第二項中「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を「並其ノ督促手数料及滞納処分費」及び「滞納処分費」に、「地方公共団体ノ徴収金」を「他ノ国税及地方公共団体ノ徴収金」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を「並其ノ督促手数料及滞納処分費」及び「滞納処分費」に、「当該地方公共団体ノ徴収金」を「其ノ差押ニ係ル地方公共団体ノ徴収金」に改め、同項の次に次の二項を加える。

滞納人公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ於テ徴収官吏ガ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人又ハ破産管財人ニ對シ交付ヲ求メタル国税及地方公共団体ノ徴収金ハ此等ノ者ニ對シ交付ヲ求メタル地方公共団体ノ徴収金ト同順位ニテ之ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テ

此等ノ処分アリタル日前ニ納期ノ到来シタル国税及地方公共団体ノ徴収金ハ其ノ以後納期ノ到来シタル国税及地方公共団体ノ徴収金ニ優先シテ之ヲ徴収ス

前項後段ノ適用ニ付テハ国税中利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、輕加算税額及重加算税額（以下利子税額及加算税額ト謂フ）、延滞加算税額並に国税ノ滞納処分費並に地方公共団体ノ徴収金中督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞金、延滞加算金及滞納処分費ニ在リテハ此等ノ徴収金ヲ併セ又ハ加算シテ徴収セラルル国税及地方税ノ納期ヲ以テ其ノ納期ト看做ス同條第五項中「公課」を「国税及地方公共団体ノ徴収金以外ノ公課」に、「執行吏」を「執行吏」に、「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を「並其ノ督促手数料及滞納処分費」及び「滞納処分費」に改め、同條第六項中「督促手数料及滞納処分費ハ」を「滞納処分費ハ其ノ」に改める。

第四條ノ一第七号を同條第八号とし、同條第六号の次に次の一号を加える。

七 納税人納税管理人ヲ定メズシテ本邦内ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキ

第四條ノ二及び第四條ノ三を次のように改める。

第四條ノ二 相続ノ開始アリタル場合ニ於テハ相続人（包括受遺者ヲ含ム）又ハ相続財団ハ被相続人（包括遺贈者ヲ含ム以下同じ）ニ課セラルベキ又ハ被相続人ノ納付スベ

キ国税並被相続人ノ未納ノ国税及
滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有
ス但シ限定承認ヲ為シタル相続人
ハ相続ニ因リテ得タル財産ノ価額
ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ有ス

前項但書ノ規定ハ第二十九條ノ適
用ヲ妨ゲズ
第四條ノ四中「督促手数料」を削
リ、四條を第四條ノ五とし、第四條
ノ五を次のように改める。

前項の場合ニ於テ相続人又ハ包括
受遺者二人以上アルトキハ此等ノ
者ハ同項ニ依リ納付スベキ国税及
滞納処分費ノ各々ニ付其ノ相続又
ハ遺贈ニ因リテ得タル財産ノ価額
ニ按分シテ計算シタル額ノ国税及
滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有
ス此ノ場合ニ於テ此等ノ者ハ其ノ
相続又ハ遺贈ニ因リテ得タル財産
ノ価額ノ限度ニ於テ其ノ納付スベ
キ国税及滞納処分費ニ付互ニ連帶
シテ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ六 納税人国税ヲ滞納シタ
ル場合ニ於テ其ノ有スル同族会社
ノ株式又ハ出資アルトキハ当該株
式又ハ出資ニ付左ニ該當スル事由
アリ且当該納税人ノ財産(当該同
族会社ノ株式又ハ出資ヲ除ク)ニ
就キ滞納処分ヲ執行スルモ仍徴收
スベキ国税及滞納処分費ニ不足ス
ト認メラルトキニ限り其ノ有ス
ル当該同族会社ノ株式又ハ出資
(当該滞納ニ係ル国税中納期限ノ
最モ古キモノノ納期限ノ二箇年前
マデニ取得シタルモノヲ除ク)ノ
価額ノ限度ニ於テ当該同族会社ヲ
シテ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処
分費ヲ納付セシム

第四條ノ三 法人合併ヲ為シタル場
合ニ於テハ合併後存続スル法人又
ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合
併ニ因リ消滅シタル法人ニ課セラ
レベキ又ハ合併ニ因リ消滅シタル
法人ノ納付スベキ国税並合併ニ因
リ消滅シタル法人ノ未納ノ国税及
滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有
ス

一 当該株式又ハ出資ヲ再度公売
ニ付スルモ買受人ナク又ハ其ノ
価格見積価格ニ達セザルコト
二 当該株式又ハ出資ノ譲渡ニ付
法律又ハ定款ニ制限アル為之ヲ
譲渡スルコト能ハザルコト
前項の場合ニ於テ当該同族会社其
ノ国税及滞納処分費ヲ完納セザル
トキハ当該同族会社ニ對シ滞納処
分ヲ行フ但シ当該同族会社ノ財産
ノ公売(政府ニ依リ買上及隨意契
約ヲ以テスル売却ヲ含ム以下本條
中同ジ)ハ納税人ノ財産ヲ公売ニ
付シタル後之ヲ為スベシ
前項の場合ニ於テ当該同族会社前
二項ノ処分ニ付第三章ノ二ニ依ル
再調査若ハ審査ノ請求又ハ訴訟ヲ

第四條ノ四 法人解散ヲ為シタル場
合ニ於テ当該法人ニ課セラルベキ
当該法人ノ納付スベキ国税並当該
法人ノ未納ノ国税及滞納処分費ヲ
納付セズシテ残余財産ノ分配又ハ
引渡ヲ為シタルトキハ清算人及残
余財産ノ分配又ハ引渡ヲ受ケタル
者ハ連帶シテ之ヲ納付スルノ義務
ヲ有ス但シ清算人ハ分配又ハ引渡
ヲ為シタル財産ノ価額ノ限度ニ於
テ残余財産ノ分配又ハ引渡ヲ受ケ
タル者ハ其ノ受ケタル財産ノ価額
ノ限度ニ於テ其ノ責ニ任ズ

提起シタルトキハ当該請求又ハ訴
訟ノ繫屬スル間其ノ財産ノ公売ヲ
為スコトヲ得ズ
第一項ノ同族会社ノ株式又ハ出資
ノ価額ハ同項ノ処分ヲ為ス時ニ於
ケル当該同族会社ノ資産ノ総額ヨ
リ債務ノ総額ヲ控除シタル額ヲ其
ノ株式又ハ出資ノ数ニテ除シタル
額ヲ基礎トシテ計算シタル額ニ依
ル
第一項ノ同族会社ハ第三十二條ノ
適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス
第一項ノ規定ハ当該同族会社ヨリ
納税人ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨
ゲズ
第一項ノ同族会社トハ同項ノ納税
人ヲ其ノ判定ノ基礎トナル株主又
ハ社員トシテ選定シタル場合ニ法
人税法第七條ノ二第二項ノ同族會
社ニ該當スル会社ヲ謂ヒ同族會社
ナリヤ否ヤノ判定ハ第一項ノ処分
ヲ為ス時ノ現況ニ依ル
第四條ノ七 納税人国税ヲ滞納シタ
ル場合ニ於テ其ノ財産ノ差押ヲ免
ルル為其ノ親族其ノ他当該納税人
ト特殊ノ關係アル個人ニシテ政令
ヲ以テ定ムルモノ又ハ当該納税人
ガ株式若ハ出資ヲ有スル同族會社
ニ對シ贈與シ又ハ著シク低キ額ノ
對価ヲ以テ譲渡シタル財産(当該
滞納ニ係ル国税中納期限ノ最モ古
キモノノ納期限ノ二箇年前マデニ
贈與又ハ譲渡シタルモノヲ除ク)
アルトキハ当該納税人ニ就キ滞納
処分ヲ執行スルモ仍徴收スベキ國
税及滞納処分費ニ不足スト認メラ
ルルトキニ限り此等ノ者が現ニ有
スル当該財産(当該財産ノ異動ニ
因リ取得シタル財産及此等ノ財産

ニ起因シテ取得シタル財産ヲ含
ム)ノ価額(納税人ニ對シ当該財産
ノ對価トシテ支拂ヒタル額アルト
キハ其ノ額ヲ控除シタル金額)ノ
限度ニ於テ此等ノ者ヲシテ其ノ滞
納ニ係ル国税及滞納処分費ヲ納付
セシム
前條第二項、第三項及第五項乃至
第七項ハ前項の場合ニ付之ヲ準用
ス但シ同條第二項、第三項、第五
項及第六項中同族會社トアルハ前
項ニ依ル処分ヲ受ケタル者トス
第四條ノ六を第四條ノ八とし、以
下第四條ノ八までを二條ずつ繰り下
げる。

第七條及び第八條を次のように改
める。
第七條 政府ハ納税人左ノ各号ノ一
ニ該當スル場合ニ於テ当該各号ノ
事由ニ因リ其ノ徴收セラルベキ又
ハ納付スベキ国税及滞納処分費ノ
全部又ハ一部ヲ金錢ヲ以テ一時ニ
徴收シ又ハ納付スルコト能ハズト
認ムルトキハ其ノ徴收シ又ハ納付
スルコト能ハズト認メラルル金額
ヲ限度トシテ当該納税人ノ申請ニ
依リ一箇年以内ノ期間ヲ限リ其ノ
徴收ヲ猶予スルコトヲ得此ノ場合
ニ於テ其ノ徴收ノ猶予ハ分割徴收
ノ方法ニ依ルコトヲ妨ゲズ
一 納税人其ノ資産ニ付震災、風
水害、落雷、火災若ハ此等ニ類
スル災害ヲ受ケ又ハ盜難ニ罹リ
タルトキ
二 納税人又ハ其ノ同居ノ親族疾
病ニ罹リタルトキ
三 納税人其ノ事業ヲ廃止又ハ休
止シタルトキ
四 納税人其ノ事業ニ付甚大ナル

損失ヲ受ケタルトキ
五 其ノ他前各号ノ事由ニ類スル
事由アリタルトキ
納税人政府ガ其ノ賦課ヲ為ス權利
ヲ行使シ得ル時ヨリ一箇年ヲ経過
シタル後国税(利子税額及加算税
額ヲ除ク以下本項中同ジ)ノ賦課
ヲ受ケタル場合ニ於テ当該賦課ニ
因リ徴收セラルベキ税額(当該國
税ニ係ル利子税額及加算税額、延
滞加算税額並滞納処分費ヲ含ム)
ノ全部又ハ一部ヲ金錢ヲ以テ一時
ニ徴收シ又ハ納付スルコト能ハザ
ル事由アルトキ亦前項ニ同ジ但シ
其ノ徴收ノ猶予ノ申請ハ当該国税
ノ納期限内ニ為スコトヲ要スルモ
ノトシ、其ノ徴收ヲ猶予スベキ期
間ハ当該国税ノ納期限ヨリ一箇年
以内トス

昭和二十二年法律第七十五号
(災害被害者ニ對スル租税ノ减免、
徴收猶予等ニ關スル法律)第九條
ニ依リ徴收ノ猶予ヲ受クルコトヲ
得ル場合ニ於テハ当該災害ニ因ル
徴收ノ猶予ニ付テハ第一項ニ拘ラ
ズ同法ニ定ムル所ニ依ル
第七條ノ二 政府ハ前條第一項ニ依
リ徴收ヲ猶予スル場合ニ於テ其ノ
徴收ヲ猶予スル金額ガ五万円ヲ超
エ且当該金額ノ徴收ヲ確保スル為
必要アリト認ムルトキハ其ノ徴收
ヲ猶予スル金額ノ限度トシテ相當
ノ担保ヲ徴スルコトヲ得

政府ハ前條第二項ニ依リ徴收ヲ猶
予スル場合ニ於テハ其ノ徴收ヲ猶
予スル金額ノ限度トシテ相當ノ担
保ヲ徴スベシ但シ其ノ徴收ヲ猶予
スル金額ガ五万円以下ナル場合及

損失ヲ受ケタルトキ
五 其ノ他前各号ノ事由ニ類スル
事由アリタルトキ
納税人政府ガ其ノ賦課ヲ為ス權利
ヲ行使シ得ル時ヨリ一箇年ヲ経過
シタル後国税(利子税額及加算税
額ヲ除ク以下本項中同ジ)ノ賦課
ヲ受ケタル場合ニ於テ当該賦課ニ
因リ徴收セラルベキ税額(当該國
税ニ係ル利子税額及加算税額、延
滞加算税額並滞納処分費ヲ含ム)
ノ全部又ハ一部ヲ金錢ヲ以テ一時
ニ徴收シ又ハ納付スルコト能ハザ
ル事由アルトキ亦前項ニ同ジ但シ
其ノ徴收ノ猶予ノ申請ハ当該国税
ノ納期限内ニ為スコトヲ要スルモ
ノトシ、其ノ徴收ヲ猶予スベキ期
間ハ当該国税ノ納期限ヨリ一箇年
以内トス

昭和二十二年法律第七十五号
(災害被害者ニ對スル租税ノ减免、
徴收猶予等ニ關スル法律)第九條
ニ依リ徴收ノ猶予ヲ受クルコトヲ
得ル場合ニ於テハ当該災害ニ因ル
徴收ノ猶予ニ付テハ第一項ニ拘ラ
ズ同法ニ定ムル所ニ依ル
第七條ノ二 政府ハ前條第一項ニ依
リ徴收ヲ猶予スル場合ニ於テ其ノ
徴收ヲ猶予スル金額ガ五万円ヲ超
エ且当該金額ノ徴收ヲ確保スル為
必要アリト認ムルトキハ其ノ徴收
ヲ猶予スル金額ノ限度トシテ相當
ノ担保ヲ徴スルコトヲ得

政府ハ前條第二項ニ依リ徴收ヲ猶
予スル場合ニ於テハ其ノ徴收ヲ猶
予スル金額ノ限度トシテ相當ノ担
保ヲ徴スベシ但シ其ノ徴收ヲ猶予
スル金額ガ五万円以下ナル場合及

相当ノ担保ヲ徴シ難キ特別ノ事情
アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラ
ズ

前二項ニ依リ担保ヲ徴スル場合ニ
於テ其ノ徴收ヲ猶予スル国税及滯
納処分費ニ付差押ヘタル財産アル
トキハ当該担保ノ額ハ其ノ徴收ヲ
猶予スル金額ヨリ当該差押ニ係ル
財産ノ価額ヲ控除シタル額ヲ限度
トス

政府ハ前條ニ依リ徴收ヲ猶予シタ
ル場合ニ於テ其ノ徴收ヲ猶予シタ
ル国税及滯納処分費ニ付差押ヘタル
財産アルトキハ納税人ノ申請ニ
依リ当該差押ヲ解除スルコトヲ
得

政府ハ担保物ノ価額減少シ若ハ保
証人ノ責力徴收ヲ猶予シタル金額
ノ納付ニ堪ヘザルニ到リタルモノ
ト認ムル場合又ハ前項ニ依リ差押
ヲ解除シタル場合ニ於テハ増担保
其ノ他担保ノ提供又ハ保証人ノ変
更其ノ他担保ノ変更ヲ求ムルコト
ヲ得

第一項及第二項ノ担保ノ種類及其
ノ提供ノ手続ニ付必要ナル事項ハ
政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條ノ三 第七條ニ依リ徴收ノ猶
予ヲ受ケタル者左ノ場合ニ該當ス
ルトキハ政府ハ其ノ徴收ヲ猶予シ
タル国税及滯納処分費ノ全部又ハ
一部ニ付其ノ徴收ヲ猶予ヲ取消シ
之ヲ一時ニ徴收スルコトヲ得此ノ
場合ニ於テハ緊急ノ必要アル場合
ヲ除クノ外予メ其ノ徴收ヲ猶予ヲ
受ケタル者ノ弁明ヲ聞クコトヲ要
ス

納税人分費ノ期限内ニ納付セザル
トキ
二 前條第五項ノ求ニ応ゼザルト
キ
三 其ノ徴收ノ猶予ヲ受ケタル者
責力回復シ従前ノ條件ニ依リ徴
收ノ猶予ヲ為スコト不適当ト認
メラルトキ
四 第四條ノ一各号ノ事由生ジタ
ル場合ニシテ其ノ徴收ヲ猶予シ
タル期限ニ到リ其ノ徴收ヲ猶予
シタル国税及滯納処分費ノ徴收
ヲ完ウスルコト能ハズト認メラ
ルトキ
第七條ニ依リ徴收ノ猶予ヲ受ケタ
ル者其ノ徴收ノ猶予ヲ受ケタル国
税及滯納処分費ノ期限内ニ納付セ
ザル場合又ハ前項ニ依リ徴收ヲ為
ス場合ニ於テ其ノ徴收スベキ国税
及滯納処分費ニ付徴シタル担保ア
ルトキハ滯納処分ノ場合ノ財産ノ
処分ノ例ニ依リ当該担保物ヲ処分
シテ其ノ徴收スベキ国税及滯納処
分費並担保物ノ処分費ニ充テ又ハ
保証人ヲシテ其ノ徴收スベキ国税
及滯納処分費ヲ納付セシム此ノ場
合ニ於テ担保物ノ価額徴收スベキ
国税及滯納処分費並担保物ノ処分
費ニ充テ仍不足アルトキハ納税人
ノ他ノ財産ニ就キ滯納処分ヲ行ヒ
保証人其ノ納付スベキ金額ヲ完納
セザルトキハ納税人ニ對シ滯納処
分ヲ行ヒ仍不足アルトキ又ハ納税
人ニ對シ滯納処分ヲ行フモ仍不足
アリト認ムルトキハ保証人ニ對シ
滯納処分ヲ行フ

合ニ於テ其ノ徴收ヲ猶予シタル国
税及滯納処分費ニ付差押ヘタル財
産中債権又ハ天然若ハ法定ノ果実
ヲ生ズル財産アルトキハ政府ハ其
ノ徴收ヲ猶予シタル後ニ於テモ第
三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル財産
又ハ其ノ取得シタル天然若ハ法定
ノ果実ヲ以テ其ノ徴收ヲ猶予シタ
ル国税及滯納処分費ニ充ツルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テ第三債務者ヨ
リ給付ヲ受ケタル財産又ハ其ノ取
得シタル天然若ハ法定ノ果実通貨
以外ノ財産ナルトキハ第二十四條
又ハ第二十五條ニ依リ之ヲ処分シ
其ノ代金ヲ以テ当該国税及滯納処
分費ニ充ツルモノトス
第七條ニ依リ徴收ヲ猶予シタル国
税及滯納処分費ニ付徴シタル担保
物ニ付当該国税及滯納処分費以外
ノ公課ノ滯納ニ因ル滯納処分若ハ
強制執行アリタル場合又ハ競売ノ
開始アリタル場合ニ於テ当該行政
機關、公共団体、執行裁判所、執
行吏又ハ強制管理人ニ對シ当該国
税及滯納処分費ノ交付ヲ求メタル
トキハ当該担保物ノ価額ヲ限度ト
シ当該国税及滯納処分費ハ当該担
保物ニ付滯納処分ヲ為シ又ハ此等
ノ者ニ對シ交付ヲ求メタル国税及
其ノ滯納処分費並地方公共団体ノ
徴收金(当該担保物ニ付滯納処分
ヲ為シタル国税ノ滯納処分費並地
方税ノ滯納処分費及督促手数料ヲ
除ク)ニ先テ之ヲ徴收ス

合ニ於テハ其ノ徴收ヲ猶予シ又ハ
滯納処分ノ執行ヲ停止シタル国税
ニ係ル利子税額中当該猶予又ハ停
止ヲ為シタル期間ニ対応スル部分
ノ金額ノ全部又ハ一部ヲ免除スル
コトヲ得
第九條第二項ヲ次のように改め
る。
前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期
限ハ督促状ヲ発スル日より起算シ
テ十日以上経過シタル日ナルコト
ヲ要ス但シ第四條ノ一各号ノ事由
アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
同條第三項中「所得税法其ノ他ノ
法律ニ依リ税額ニ併セ納付スベキ利
子税額並税額ニ加算シテ徴收セラル
ベキ過少申告加算税額、過少納付加
算税額、無申告加算税額、源泉徴收
加算税額、輕加算税額、加算税額及
重加算税額」を「利子税額及加算税
額並所得税法第六十二條の四第一項
ニ依リ加算税額」に改め、同條第九
項中「免除スルコトヲ得」の下に「但
シ第三号乃至第五号ノ場合ニ在リテ
ハ当該猶予又ハ停止ヲ為シタル期間
ニ対応スル部分ノ金額ニ限ル」を加
え、同項第三号を同項第六号とし、
同項第二号の次に次の三号を加え
る。
三 第七條第一項又ハ昭和二十二
年法律第七十五号第九條ニ依
リ徴收ヲ猶予シタル場合
四 第十二條第一項ニ依リ滯納処
分ノ執行ヲ停止シタル場合
五 第十二條ノ二第一項ニ依リ滯
納処分ノ執行ヲ猶予シタル場
合
同條に次の一項を加える。
第一項ニ依リ督促ハ民法第五百十

三條ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効
力ヲ有ス
第十條第一号中「督促手数料及」を
削る。
第十二條を次のように改める。
第十二條 滯納者左ノ場合ニ該當ス
ルトキハ政府ハ滯納処分ノ執行ヲ
停止スルコトヲ得
一 差押ヘ得ル財産ノ価額滯納処
分費及第三條ニ依リ国税ニ先チ
テ徴收スル債権額ニ充テ残余ヲ
得ル見込ナキトキ
二 差押ヘ得ル財産ノ凡テニ付滯
納処分ヲ為シタルモノ仍徴收スベ
キ国税及滯納処分費ニ残余アル
トキ
三 滯納処分ノ執行ニ因リ滯納者
ノ生活ヲ著シク窮乏ノ状態ニ陥
ラシムル虞アルトキ
四 滯納者ノ所在不明ニシテ差押
ヘ得ル財産不明ノトキ
政府ハ前項ニ依リ滯納処分ノ執行
ヲ停止シタルトキハ其ノ旨ヲ滯納
者ニ通知スベシ
政府ハ第一項第一号又ハ第三号ニ
依リ滯納処分ノ執行ヲ停止シタル
場合ニ於テ其ノ停止シタル国税及
滯納処分費ニ付差押ヘタル財産ア
ルトキハ当該差押ヲ解除スベシ
第一項ニ依リ滯納処分ノ執行ヲ停
止シタル後三年以内ニ於テ滯納者
左ノ場合ニ該當スト認ムルトキハ
政府ハ爾後其ノ執行ヲ停止ヲ取消
スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ其
ノ旨ヲ滯納者ニ通知スベシ
一 第一項第一号ニ依リ滯納処分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ
同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第三号ノ事由ナキトキ

二 第一項第二号ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ差押ヘ得ル財産存スルニ到リ且同項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

三 第一項第三号ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ同号ノ事由存セザルニ到リ且同項第一号ノ事由ナキトキ

四 第一項第四号ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ同号ノ事由存セザルニ到リ且同項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル国税及滞納処分費ノ納付ノ義務ハ前項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止ヲ取消シタル場合ヲ除クノ外其ノ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル後三年ヲ経過シタル時ニ於テ消滅ス

第二項ニ依リ滞納処分ノ執行ノ停止ハ時効ノ進行ヲ妨グズ

第十二條ノ二 第七條第一項ニ該當スル場合ヲ除クノ外滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ事業ノ継続ヲ著シク阻害スル虞アリ且其ノ執行ノ猶予ガ直ニ其ノ執行ヲ為ス場合ニ比シ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ノ徴收上有利ナリト認ムルトキハ政府ハ二年以内ノ期間ヲ限リ当該国税及滞納処分費ノ全部又ハ一部ノ滞納処分ノ執行ヲ猶予スルコトヲ得

政府ハ前項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶予シタルトキハ其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ
第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶予シタル期間内ニ於テ滞納者左ノ

場合ニ該當スト認ムルトキハ政府ハ爾後其ノ執行ノ猶予ヲ取消スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ
一 第四條ノ一各号ノ事由生ジタルトキ
二 新ニ他ノ国税ヲ滞納シタルトキ
三 滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ事業ノ継続ヲ著シク阻害スル虞ナキニ到リタルトキ
四 滞納処分ノ執行ノ猶予ガ該當徴收上有利ナリト認メラレザルニ到リタルトキ

第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ニ付テハ其ノ執行ヲ猶予シタル間時効ハ進行セザルモノトス
第十五條中「讓受人其ノ情ヲ知り讓受ケ」を削リ、同條に次の但書を加える。
但シ讓受人又ハ転得者其ノ讓受又ハ転得ノ當時其ノ情ヲ知ラザリシトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條第一項第二号中「同居親族ニ必要ナル三箇月間ノ食料及薪炭」を「同居ノ親族ノ生活上必要ナル六箇月間ノ食料及薪炭」に改め、同項第三号を同項第五号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の二号を加える。
三 主トシテ自己ノ勞力ニ依リ農業ヲ営ム者ノ農業上欠クベカラザル器具、肥料、牛馬及其ノ飼料並次ノ收穫マデ農業ヲ続行スル為欠クベカラザル種子
四 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、職人、勞役者其ノ他主トシテ自

己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ職業ニ従事シ又ハ營業ヲ営ム者ノ業務上欠クベカラザル物(商品ヲ除ク)
第十七條中「左ニ掲グル物件」の下に(前條第一項第三号又ハ第四号ニ掲グル物件ヲ除ク)を加え、「督促手数料」を削リ、同條第二号中「職業」を「職業又ハ營業」に改める。
第二十一條ノ二を第二十一條ノ三とし、第二十一條の次に次の一條を加える。
第二十一條ノ二 收税官吏第二十條ノ処分、差押又ハ差押物件ノ搬出ヲ為ス間ハ滞納者、其ノ同居ノ親族、前條ノ立会人及滞納者ノ租税ニ關スル申告、申請其ノ他ノ事項ニ付政府又ハ裁判所ニ對シ該該滞納者ヲ代理スル権限ヲ有スル者ヲ除クノ外何人ニ限ラズ許可ヲ得ズシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁ズルコトヲ得

第二十三條ノ一第二項中「督促手数料」を削る。
第二十八條第一項及び第二項中「督促手数料」を削り、同條第三項中「督促手数料及」を削る。
第二十九條中「督促手数料」を削る。
第三十一條を次のように改める。
第三十一條 滞納処分ハ滞納者ノ所轄国税局又ハ稅務署ノ收税官吏之ヲ行フ但シ差押ベキ財産又ハ差押ヘタル財産當該国税局又ハ稅務署ノ管轄区域外ニ在ルトキハ收税官吏ハ其ノ財産所在地ノ所轄国税局又ハ稅務署ノ收税官吏ニ滞納処分ノ引継ヲ為スコトヲ得

第三十一條ノ五中「督促手数料」を削る。
第三十一條ノ六第一項及び第三項中「督促手数料」を削り、同條第四項中「督促手数料」を削り、「農業確定申告書」を「同法第二十九條第一項又ハ第二項ニ依リ申告書」に改める。
第三十二條ノ二中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

附則
一 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
二 改正後の国税徴收法(以下「新法」という。)第二條第四項、第五項及び第七項、第四條ノ二から第四條ノ四まで、第七條から第七條ノ三まで、第十二條並びに第十二條ノ二の規定の適用については、当分の間、督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

三 新法第二條第四項及び第五項の規定は、同條第四項に掲げる者に對しこの法律施行の際限に交付要求中の、及びこの法律施行後交付を要求する国税及び滞納処分費と地方公共団体の徴收金(同條第一項に規定する地方公共団体の徴收金をいう。)との間における徴收の順位について適用する。
四 新法第二條第七項の規定は、この法律施行後徴收する国税と滞納処分費との間における徴收の順位について適用する。
五 新法第四條ノ二及び第四條ノ三の規定は、この法律施行後相続の開始又は法人の合併があつた場合における被相続人(包括遺贈者を含む。)又は合併に因リ消滅する

法人に係る国税及び滞納処分費について適用し、この法律施行前に相続の開始があつた場合における被相続人に係る国税及び滞納処分費については、なお従前の例による。
六 新法第四條ノ四の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡をする法人に係る国税及び滞納処分費について適用する。
七 新法第四條ノ六及び第四條ノ七の規定は、この法律施行後滞納した国税及びその滞納処分費について適用する。
八 新法第八條及び第九條第九項第三号の規定は、この法律施行の際現に災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第九條の規定により徴收猶予中の国税に係る利子税額及び延滞加算税額についても適用する。但し、新法第八條及び第九條第九項第三号の規定により免除することができ、この法律施行後の期間に對應する部分の金額に限るものとする。

九 新法第九條第二項及び第十項の規定は、この法律施行後する督促について適用する。
十 この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴收については、なお従前の例による。但し、第二項の規定の適用を妨げない。
十一 この法律施行前に徴收した督促手数料及び前項の規定により徴收した督促手数料に過誤納があつた場合の還付及び充當並びに過誤納に係る国税、督促手数料及び滞納

法人に係る国税及び滞納処分費について適用し、この法律施行前に相続の開始があつた場合における被相続人に係る国税及び滞納処分費については、なお従前の例による。
六 新法第四條ノ四の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡をする法人に係る国税及び滞納処分費について適用する。
七 新法第四條ノ六及び第四條ノ七の規定は、この法律施行後滞納した国税及びその滞納処分費について適用する。
八 新法第八條及び第九條第九項第三号の規定は、この法律施行の際現に災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第九條の規定により徴收猶予中の国税に係る利子税額及び延滞加算税額についても適用する。但し、新法第八條及び第九條第九項第三号の規定により免除することができ、この法律施行後の期間に對應する部分の金額に限るものとする。
九 新法第九條第二項及び第十項の規定は、この法律施行後する督促について適用する。
十 この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴收については、なお従前の例による。但し、第二項の規定の適用を妨げない。
十一 この法律施行前に徴收した督促手数料及び前項の規定により徴收した督促手数料に過誤納があつた場合の還付及び充當並びに過誤納に係る国税、督促手数料及び滞納

処分費、国税徴収法第三十一條ノ

六の規定による還付加算金、所得

税法（昭和二十二年法律第二十七

号）第三十六條第三項又は第三十

六條の二第三項の規定による還付

金（同法第三十六條第六項又は第

三十六條の二第三項の規定による

加算金を含む。）並びに法人税法

（昭和二十二年法律第二十八号）第

二十六條の三第四項の規定による

還付金（同條第六項の規定による

加算金を含む。）の前項の規定に

より徴収すべき督促手数料に対す

る充当については、なお従前の例

による。

12 新法第十五條の規定は、この法

律施行後行為の取消を求めるとき

に行為の取消を求めた場合につい

ては、なお従前の例による。

13 新法第十六條第一項第三号及び

第四号並びに第十七條の規定は、

この法律施行後する差押について

る所得税を含む。）

二 法人の昭和二十五年三月三十

一日以前に終了した事業年度

（法人税法の一部を改正する法

律（昭和二十五年法律第七十二

号）による改正前の法人税法第

二十一條の規定により一事業年

度とみなされた期間を含む。）分

の法人税（清算所得に対する法

人税を除く。）

三 昭和二十四年十二月三十一日

以前に開始した相続に係る相続

税及び同日以前になされた贈與

に係る贈與税

四 昭和二十四年十二月三十一日

以前に製造場から移出した物品

に係る物品税

五 取引高税、非被災家屋税、非

被災者税、増加所得税、財産

税、戦時補償特別税及び臨時利

得税

17 政府は、納税人につき新法第七

予は、分割徴収の方法によること

を妨げない。

18 前項の規定による徴収の猶予に

ついては、これを新法第七條第一

項の規定による徴収の猶予とみな

して、新法第七條の二から第八條

まで及び第九條第九項第三号の規

定を適用する。但し、その徴収を

猶予する金額が十万円をこえ、且

つ、当該金額の徴収を確保するた

め必要があると認められる場合に

限り、その徴収を猶予する金額を

限度として相当の担保を徴収する

ことができるものとし、新法第八條

の規定の適用については、当該徴

収の猶予のうち同法第七條第一項

第一号又は第二号に該当する事由

に因るものを同條第一項第一号又

は第二号の規定による徴収の猶予

とみなす。

19 政府は、新法第七條第一項各号

の二に該当する事由その他相当の

円につき一日四銭の割合で計算し

た額に軽減することができる。

21 政府は、加算税を加算して納付

した、若しくは徴収した又は納付

し、若しくは徴収する国税につい

て、左に掲げる事由があるとき

は、納税人の申請により、当該加

算税のうち昭和二十四年十二月三

十一日以前の期間に対応する部分

の金額を税額百円につき一日四銭

の割合で計算した額に軽減するこ

とができる。但し、当該国税につ

いて納税人に詐偽その他不正の行

為があつた場合は、この限りでな

い。

一 当該国税が申告期限から一年

を経過した後になされた更正又は

決定に係るものであること。

二 当該国税が更正又は決定の後

になされた修正申告又は更正に

係るものであること。

三 当該国税が通信、交通その他

納となつた部分の金額について

は、昭和二十六年六月三十日まで

に還付の請求があつた場合に限

り、これを還付し、又は未納の国

税、督促手数料、延滞金若しくは

滞納処分費に充当する。

24 国税徴収法第三十一條ノ六の規

定は、第二十一項又は第二十二項

の規定による軽減に因り過納とな

つた加算税又は延滞金の金額を還

付し、又は充当する場合には適用

しない。

25 所得税法の一部を次のように改

正する。

第三十六條第七項中「督促手

数料」を削る。

第四十三條第三項中「残余財産

を分配したときは、」を「残余財産

の分配又は引渡をしたときは、」

に、「清算人」を「清算人及び残余

財産の分配又は引渡を受けた者」

に改め、同項に次の但書を加える。

但し、清算人は、その分配又は

引渡をした財産の価額の限度にお

いて、残余財産の分配又は引渡を

受けた者は、その受けた財産の価

額の限度においてその責に任ず

る。

同條に次の一項を加える。

前條但書の規定は、国税徴収法

第二十九條の規定の適用を妨げな

い。

26 法人税法の一部を次のように改

正する。

第二十六條の三第五項中「督

促手数料」を削る。

第二十七條中「残余財産を分配

したときは、」を「残余財産の分配

又は引渡をしたときは、」に、「残

余財産の分配又は引渡を受けた者

に改め、同項に次の但書を加える。

但し、清算人は、その分配又は

引渡をした財産の価額の限度にお

いて、残余財産の分配又は引渡を

余財産の分配を「残余財産の分配又は引渡」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

同條に次の一項を加える。

前項但書の規定は、国税徴収法第二十九條の規定の適用を妨げない。

27 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十條第五項中「督促手数料」を削る。

28 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「残余財産を分配したときは、」を「残余財産の分配又は引渡をしたときは、」に、「残余財産の分配」を「残余財産の分配又は引渡」に改め、同項但書を次のように改める。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項但書の規定は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第二十九條の規定の適用を妨げない。

第六十四條中（明治三十年法律第二十一号）を削る。

29 酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六條第二項中「督促手数料」を削る。

30 物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

31 砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第四條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

32 揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「督促手数料」を削る。

33 第二十五項、第二十六項又は第二十八項の規定による改正後の所得税法第四十三條第三項及び第四項、法人税法第二十七條又は資産再評価法第六十三條第一項及び第二項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡をする法人に係る所得税法第四十三條第一項の規定により徴収すべき税金、法人税又は再評価税について適用し、この法律施行前に残余財産の分配をした法人に係るこれらの税金については、なお従前の例による。

34 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「徴収ノ告知」の下に「又ハ督促」を加える。

第十一條第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス

第十一條ノ四「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

35 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

第十二條第一項ノ規定ニ依リ督促ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効力ヲ有ス第十二條第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス

第十四條中「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

36 厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

第十一條第一項ノ規定ニ依リ督促ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効力ヲ有ス

第十一條第四項を次のように改める。

キ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス

第十三條中「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

37 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改める。

第三十一條第二項後段を次のように改める。

この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定による督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第三十四條中「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

38 失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項後段を次のように改める。

この場合において督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

同項の次に次の一項を加える。

「第一項の規定による督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。」

同條第三項中「前二項」を「第一項」に改める。

第三十八條中「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

39 第三十四條から前項までの規定による改正後の健康保険法第四條第三項及び第十一條第二項、船員保険法第五條第二項及び第十二條第二項、厚生年金保険法第五條第二項及び第十一條第四項、労働者災害補償保険法第三十一條第二項及び第三項並びに失業保険法第三十五條第二項及び第三項の規定は、この法律施行後督促について適用し、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

三月二十日本委員会は左の事件を付託された。

一、在外公館等借入金返済の準備に関する法律案（予備審査のための付託は三月八日）

一、保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十三日）